

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	42 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	29 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	68 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	45 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行ったが、経済的な理由により、加入手続を行った年度の国民年金保険料は納付しなかった。その後、経済的にゆとりができた 61 年 4 月頃に同区役所で保険料の納付を申し出た。申立期間の保険料については、毎年 4 月頃に金融機関で前納していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 60 年 4 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、61 年 4 月頃に同区役所で国民年金保険料の納付を申し出たと主張しているところ、申立人が 60 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、61 年 4 月に自主納付を申し出ていることが、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿で確認できることから、申立内容と一致する上、自主納付を申し出たにもかかわらず、申立期間の保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、昭和 61 年分の所得税の確定申告書（控）を所持しており、その社会保険料控除欄に記載されている金額は、昭和 61 年度の国民年金保険料を前納した場合の金額とおおむね一致している。

2 一方、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間について、申立人は昭和 62 年分から平成元年分までの所得税の確定申告書（控）を当委員会に提出したが、これらの確定申告書（控）には申立人の

氏名等の記載が無く、税務署の収受印が押されていない上、社会保険料控除欄に記載された金額は、当該期間の国民年金保険料を実際に前納した場合の金額を下回るなど、申告すべき金額と大きく乖離^{かい}していることから、これらをもって当該期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

また、申立人が昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの期間及び55年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年6月から50年3月まで
② 昭和55年10月から同年12月まで

私は、昭和49年6月に会社を退職して自営業を始めたことを契機に、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の妻が、自宅に送付されてきた納付書により、夫婦二人分を金融機関又は市役所で一緒に納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和49年6月に市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、その妻が自宅に送付されてきた納付書により、夫婦二人分を金融機関又は市役所で一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年6月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点で当該期間の保険料は、過年度納付により納付することが可能であった上、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻の当該期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②について、申立人は、その妻が自宅に送付されてきた納付書により、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関又は市役所で一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の特殊台帳には、昭和55年度の保険料について、社会保険事務所（当時）から過年度保険料の納付書が発行されたことをうかがわせる「納発」の記載が確認できる上、当該期間の前後の期間の保険料は過年度納付により納付済みであり、当該期間の前後を通じて、

申立人の住所及び職業に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻は、「夫婦で自営業を始めるに当たり、夫（申立人）が国民年金の加入手続を市役所で行い、私が夫婦二人分の保険料を金融機関又は市役所で一緒に納付していた。」旨、証言している上、申立人は、申立期間①及び②以外の国民年金加入期間について保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料及び同年4月から47年3月までの定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から42年3月まで
② 昭和42年4月から47年3月まで

私は、母親から国民年金の加入を勧められたので、20歳の誕生日の何日か前に当時居住していた市の市役所の出張所に行ったが、その出張所で、「20歳になってから、また来てください。」と言われたので、20歳になって何日か後に、再び同出張所に行き、自分で加入手続を行った。

申立期間当時は、収入が無かったので、両親から国民年金保険料を出してもらい、自分で市役所の出張所で納付していた。

その後、何回か住所を変更しているが、転出した先々の市役所で必ず国民年金の住所変更手続を行い、国民年金保険料の納付記録についての確認もしていた。最初に転出した先の住所地の市役所で確認したときは、申立期間の保険料は納付済みとされていた。その後、どこの住所地の市役所であったか不明だが、再び住所を変更した際、確認してみると当該期間が未納とされてしまっていた。

私は、昭和42年頃から付加保険料も納付しているはずであり、申立期間①は定額保険料、申立期間②は定額保険料と付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の定額保険料について、「最初に転出した先の住所地の市役所で国民年金保険料の納付記録を確認したときは、当該期間の保険料は納付済みとされていた。」と述べており、確かに、最初に転出した先の市の国民年金被保険者名簿では、当該期間の定額保険料が納

付済みとされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料の未納は無く、複数回にわたり、転出した先々の市で国民年金の住所変更手続を適切に行っており、国民年金に対する関心は高かったと考えられる。

- 2 一方、申立期間②の付加保険料について、申立人は、「昭和 42 年頃から、付加保険料も納付しているはずである。」と述べているが、国民年金の付加年金制度が開始されたのは、45 年 10 月からであり、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の「所得比例保険料を納付する者となる申出」の日付を記入する欄には、昭和 48 年 5 月 7 日の記載がある上、申立人の国民年金被保険者名簿にも、申立期間②の国民年金保険料について、定額保険料に加え、付加保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の定額保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年8月まで

私は、時期ははっきりと憶えていないが、夫が転職した平成8年10月以降に、区役所で国民年金の第3号被保険者資格を取得するための手続を行った。その際に、区役所窓口の担当者から、未納期間の国民年金保険料を遡って納付することができる旨と説明されたので、後日、区役所で未納期間の保険料として7万円から8万円ぐらいを遡って一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が転職した平成8年10月以降に、区役所で国民年金の第3号被保険者資格を取得するための手続を行った後に、未納期間の国民年金保険料として7万円から8万円ぐらいを遡って一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月に行われたことが、申立人の国民年金被保険者名簿により推認でき、その時点では、申立期間は、保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、申立人が納付したとする金額は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成8年10月の時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能であった申立期間及び申立期間直後の7年9月の保険料を遡って一括して納付した場合の金額とおおむね一致している上、同年同月の保険料は、過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、57年12月から58年3月までの保険料については、納付を免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から53年9月まで
② 昭和54年2月から55年12月まで
③ 昭和56年4月から同年6月まで
④ 昭和56年11月
⑤ 昭和57年2月から同年9月まで
⑥ 昭和57年11月
⑦ 昭和57年12月から58年3月まで

申立期間①及び②について、私が20歳になった昭和47年*月頃、母親が区役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、母親が3か月ごとに1万3,500円を同出張所又は自宅に来た集金人に納付していた。

申立期間③から⑥までについて、結婚後の昭和56年3月以降の私の国民年金保険料は、妻又は母親が区役所の出張所で納付していた。申立期間③の保険料が未納とされ、それ以外が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

申立期間⑦について、私は、国民年金保険料の納付が経済的に困難であったため、妻が夫婦一緒に申請免除の手続を区役所で行ったにもかかわらず、妻だけが申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、結婚後の昭和56年3月以降の国民年金保険料は、その妻又は母親が区役所の出張所で納付していたと主張してい

るところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日等から同年5月頃と推認できることから、申立人の加入手続を行ったと思われるその妻又は母親が、加入手続を行ったにもかかわらず3か月と短期間である加入当初の当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人が居住していた区の申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間③直後の国民年金被保険者資格喪失手続が昭和56年7月23日に行われていることが確認できる。

さらに、申立期間⑦について、申立人は、当該期間は国民年金保険料の納付が経済的に困難であったため、その妻が夫婦一緒に申請免除の手続を区役所で行ったと主張しているところ、その妻は当該期間の申請免除手続を行っていることが確認できる上、申請免除直前の任意加入被保険者資格の喪失手続及び直後の被保険者資格取得手続を適切に行っていることから、その妻が、当該期間の申請免除の手続を夫婦一緒に行ったと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、20歳になった昭和47年*月頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその母親は既に他界していることから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①当時、その母親から国民年金手帳をもらった記憶は無い上、その母親が納付したとする国民年金保険料^{かい}月額は、当該期間当時の保険料月額と乖離している。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、前述のとおり、昭和56年5月頃と推認できることから、申立期間①及び②は、その時点まで未加入期間であったものと推認できる上、当該期間から国民年金手帳記号番号が払い出されるまで同一の区に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間④から⑥までについて、申立人は、結婚後の昭和56年3月以降の国民年金保険料は、その妻又は母親が区役所の出張所で納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は、前述のとおり既に他界しており、その妻からは、納付状況について聴取することができないことから、保険料の納付状況が不明であり、申立人は、申立期間④から⑥までのそれぞれの直前に会社を退職した際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行わなかったと述べて

いることから、当該期間は、未加入期間で保険料を納付することができない期間であったと考えるのが自然である。

その上、申立人が申立期間①、②、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、57年12月から58年3月までの保険料については、納付を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

結婚後の昭和 56 年 4 月頃、私の夫が、市役所で、私の付加年金の加入手続を行ってくれた。その後すぐに、昭和 56 年度の国民年金保険料納付通知書が送付されてきたので、私の夫が、昭和 56 年 4 月 11 日に、市役所内の金融機関窓口で、私の 1 年分の国民年金の定額保険料及び付加保険料を前納してくれた。私は、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月に国民年金に任意加入し、国民年金加入期間の定額保険料を全て納付している上、56 年 4 月には、付加年金にも加入し、申立期間を除き、付加年金加入期間の付加保険料を全て納付しているなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、年金種別欄に「フカ」、1 年前納の納付額欄に「52,700 円」と記載された申立期間に係る国民年金保険料納付通知書兼領収書を所持しており、領収済印が押されていることから、同納付通知書兼領収書に基づき納付したことが確認できる。しかし、実際の当該期間の付加保険料を含めた 1 年前納による保険料額は 5 万 7,380 円であり、4,680 円不足している。これは昭和 56 年 4 月において、行政側が誤った保険料額を記載し、受領してしまったものであると考えられる。同領収書は当時、行政側が真正に作成したものと認められるものであることに加え、申立人が所持する年金手帳、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳のいずれにも、申立人が、同年同月 1 日に付加年金に加入した旨の記載があり、申立人は、当該期間当時から付加年金に加入していたことは明らかであり、

納付した金額に不足があれば、その差額分に相当する金額の納付書が別途発行されていたものと考えられ、納付意識の高かった申立人が、同納付書に基づき、納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から59年3月まで

私は、昭和58年2月に、私と夫の国民年金の加入手続を、結婚のため転入した市の市役所で行った。加入手続後、私は、私と夫の国民年金保険料を、自宅近くの郵便局又は金融機関で、毎月納付していた。私は、申立期間の保険料についても、納付書がきていれば、絶対、納付していたはずであるのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の自身及びその夫の国民年金保険料を、20年以上にもわたり全て納付している上、口座振替制度を利用して納付している期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの期間について、その夫は当該期間の国民年金保険料が納付済みであることに加え、オンライン記録によると、61年1月9日に、当該期間のものと推認される過年度保険料の納付書が発行されていることが確認できることから、納付意識が高かった申立人が、同納付書により、当該期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和58年2月から同年9月までの期間について、上述の過年度納付書では時効により国民年金保険料を納付することができず、その夫も当該期間の保険料が未納となっていることから、当該期間の保険料までを納付していたとは考えにくい。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から平成元年 2 月まで

私は、平成元年 5 月頃、市役所で、国民年金第 3 号被保険者の届出をしたとき、それより前の国民年金保険料を遡って納付することができるという聞いた。その後、間もなく送られてきた 2 枚の納付書で、実家の父親から援助を受け、15 万円強の金額をまとめて納付した。

何箇月分の国民年金保険料を納付したのかは分からないが、年金手帳に、初めて被保険者となった日が、昭和 61 年 2 月 1 日と記載されていることから、その時点までの保険料を遡って納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続を行い、その後、間もない時期に、国民年金保険料として、15 万円強の金額を遡ってまとめて納付したと述べている。確かに、申立期間に係る国民年金の被保険者資格記録の追加処理が社会保険事務所（当時）でなされ、オンライン記録上、当該期間が国民年金の第 1 号被保険者期間となった平成元年 7 月時点で、当該期間のうち、昭和 62 年 6 月から平成元年 2 月までの期間については、遡って保険料を納付することが可能な期間であることに加え、当該期間の保険料額は 15 万 8,700 円であり、申立人が遡ってまとめて納付したと主張する金額とほぼ一致していることから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立人の父親は、結婚前の国民年金保険料を遡って納付したい旨の相談を申立人から受け、申立人の銀行の預金口座に 16 万円を入金したことを具体的かつ鮮明に記憶しているなど、申立内容には信憑性^{びよう}が感じられ

る。

- 2 一方、上記1のとおり、オンライン記録上、申立期間が国民年金の第1号被保険者期間となった平成元年7月時点において、申立期間のうち、昭和61年2月から62年5月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、何箇月分の国民年金保険料を納付したのかは分からないが、自身が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に、昭和61年2月1日と記載されていることから、その時点まで保険料を遡って納付したと思うと述べている。しかし、その日付は、保険料の納付の有無にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡って記入することから、保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立期間のうち、昭和61年2月から62年5月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年6月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの期間及び50年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から同年6月まで
② 昭和50年10月から同年12月まで

私は、夫が会社を退職後、夫の国民年金保険料を納付していた。私が20歳になってからは、私の保険料の納付書も送られてきたので、夫婦二人分の保険料を納付していた。その後、子育てで忙しく、保険料の納付が遅れたこともあったが、夫が60歳になるまで、夫の分と一緒に納付してきた。私は、一緒に納付した夫の保険料は完納されているのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をほとんど納付している上、申立人が一緒に納付したとするその夫の同加入期間の保険料は完納されているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が一緒に納付したとするその夫は、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付済みである上、オンライン記録などから、申立人及びその夫の保険料の納付状況が一致している形跡がうかがえ、納付意識の高かった申立人が、その夫の保険料と同様に、それぞれ3か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年5月まで

私は、結婚後の昭和50年4月頃、国民年金の加入手続きを行い、その後は、私又は夫が、夫婦で経営する店に来る集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

結婚前の国民年金保険料については、集金人から、未納を指摘され、夫に相談して納付した記憶がある。

当時、夫婦で経営していた店に、常時、信金の担当者が売上金を回収に訪れており、納付書がくれば、その都度、その担当者に納付を依頼しており、納付漏れは無いはずである。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和50年4月頃、国民年金に加入し、結婚後は夫婦の国民年金保険料を申立人又はその夫が、夫婦が経営していた店に来ていた集金人に納付し、結婚前の保険料について、その集金人から未納があることを指摘され納付した記憶があることから、申立期間の保険料は納付しているはずであると述べている。申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、確かに申立人は同年5月又は同年6月に国民年金の加入手続きを行っていたと推認でき、当該期間当時、申立人が居住した区では集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できることに加え、申立人は結婚前の保険料の納付については、その夫の承諾を得て納付したと述べており、申立内容に不自然さはない。

い。

また、申立期間のうち、昭和49年12月から50年3月までの期間については、申立人の特殊台帳の昭和49年度の摘要欄に、納付書が発行されたことをうかがわせる記載があり、集金人の指摘から結婚前の国民年金保険料に未納があると自覚していた申立人が、当該納付書で当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間のうち、昭和50年4月及び同年5月については、申立人及びその夫が、当該期間後の国民年金保険料を完納していることに加え、前述の特殊台帳において昭和50年度については納付書が発行された記載が無いことを踏まえると、申立人又はその夫が、僅か2か月と短期間である当該期間の保険料を同年度中に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月

私は、会社を退職した後の平成3年7月頃に、区役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料を納付していなかったため、4年4月に、3年7月から4年4月までの保険料を区役所又は郵便局で遡ってまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の平成3年7月頃に、区役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料を納付していなかったため、4年4月に、3年7月から4年4月までの保険料を区役所又は郵便局で遡ってまとめて納付したと主張しているところ、3年7月から4年3月までの保険料は、同年4月に納付されていることが、申立人の国民年金被保険者収滞納一覧表により確認できる。

また、申立人は、平成4年4月中に、同年5月に再就職が決まり、厚生年金保険に加入することが分かっていたと述べており、同年4月の時点で、国民年金保険料を納付する必要があるのは、同年同月の1か月だけであることを認識していたものと推認できることから、同年同月に、3年7月から4年3月までの保険料を遡ってまとめて納付した申立人が、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

私は、国民年金の加入手続についての記憶は定かではないが、申立期間の国民年金保険料については納付書により両親又は私が納付していた。未納が無いように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により納付していたと主張しているところ、申立人に対して、平成5年1月に申立期間に係る納付書が発行されていることが申立人のオンライン記録で確認できる。

また、申立人は申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、前納をするなど保険料の納付意識は高かったものと認められることから、2か月と短期間である申立期間の保険料を申立人が納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していたその両親は、国民年金に加入後30年以上にわたり国民年金保険料を納付し、その大半の期間は付加保険料も併せて納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月及び同年11月
② 昭和58年12月から61年3月まで

私は、国民年金に加入してから昭和61年4月に第3号被保険者となるまで、郵便局で納付書により国民年金保険料をずっと納付しており、途中で国民年金の加入をやめた記憶は無い。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金に加入してから昭和61年4月に第3号被保険者となるまで、郵便局で納付書により国民年金保険料をずっと納付しており、途中で国民年金の加入をやめた記憶は無いと主張しているところ、申立人は、国民年金に任意加入した53年10月から申立期間①直前の58年9月までの保険料を全て納付している上、申立期間①当時は、申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、2か月と短期間である申立期間①の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和58年12月に国民年金の被保険者資格を喪失し、61年4月に被保険者資格を再取得していることが、申立人が所持する年金手帳により確認できる上、オンライン記録においても、申立人が、申立期間②当時に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間②は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年9月から39年9月までは8,000円、同年10月から40年2月までは1万2,000円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月3日から40年3月31日まで

私は、昭和38年8月22日から40年3月31日までA社に勤務し、C職を担当していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び同僚の所持する社員旅行の写真から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の複数の同僚は、「申立人は、A社に入社して以降、退職するまで、所属部署や業務内容等に変更は無かった。」と供述している。

さらに、申立人と共にA社からB社に転職し申立人と同じ業務に就いていたとする複数の同僚は、申立期間においても、A社に係る厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚のA社における申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和

38年9月から39年9月までは8,000円、同年10月から40年2月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、確認することができないものの、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、昭和38年9月3日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年9月1日から28年7月1日までの期間について、I事務所（F事業所）の事業主は、申立人が26年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年5月から24年9月まで
② 昭和24年11月から25年4月まで
③ 昭和26年9月1日から28年7月まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた申立期間①、及びC社（現在は、D社）に勤務していた申立期間②が被保険者期間となっていない。また、E事業所に勤務していた昭和26年7月から28年7月までの期間のうち、申立期間③が被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人が記憶する同僚の証言から、申立人が当該期間において、G事業所内のE事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は、J事務所（G事業所）が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和26年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該期間は被保険者期間となっていない。

しかしながら、申立人と同日にJ事務所（G事業所）における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した上記同僚を含むほとんどの者は、同日付け

で新たに厚生年金保険の適用事業所となった I 事務所（F 事業所）において同資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の人事記録を管理する H 事務所が保管している厚生年金保険個人別台帳には、申立人について、資格喪失日の記載は無く、昭和 27 年 5 月 1 日付けの標準報酬月額等級の変更に係る記載が確認でき、当該記録を前提とすると、事業主が、申立人について、26 年 9 月 1 日に資格喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

一方、F 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号欄は、G 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号欄と同一の番号が一旦記載された後、新たな番号に訂正されていることから、F 事業所に係る被保険者名簿は、G 事業所に係る被保険者名簿を転記したことがうかがえるが、同事業所に係る被保険者名簿において資格喪失日の記載が無く、F 事業所に係る被保険者名簿に氏名の記載が無い者が申立人を含め複数存在するところ、これらの者の G 事業所における整理番号は連番となっており、不自然であることから、当該被保険者名簿の整備時に誤った処理がなされた可能性が高いと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 26 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28 年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の G 事業所における昭和 26 年 8 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間①について、B 事業所から提出された人事記録から、申立人が、昭和 18 年 5 月 18 日から 24 年 9 月 30 日まで、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 30 年 4 月 16 日であり、当該期間は、適用事業所となっていない。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が C 社に勤務していたことは、申立人から提出された履歴書によりうかがえる。

しかし、D 社は、「当社は、昭和 22 年 8 月 1 日からの厚生年金保険被保険者資格取得者の全記録を保管しており、当該期間の記録を丹念に調査したが、申立人の氏名は見当たらなかった。申立人の勤務期間が 5 か月前後であることから、申立人はアルバイトであったか、あるいは当該期間が仮採用期間であったため厚生年金保険には加入していなかったと推察され

る。」と回答している。

また、申立人は、同僚の氏名を覚えていないことから、同僚から証言を得ることができず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は見当たらない。

このほか、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年10月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成13年10月1日から19年7月20日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録を13年10月から15年3月までは59万円、同年4月から17年3月までは62万円、同年4月から同年12月までは59万円、18年1月から19年6月までは62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成13年10月から19年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から19年7月20日まで
私が勤務していたA社での厚生年金保険の記録のうち、申立期間の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額と比べて著しく低い金額となっているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年10月1日から13年10月1日までの期間について、オンライン記録において、当初、当該期間の標準報酬月額は、59万円と記録されていたが、同年9月7日付けで、遡及して30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の代表取締役及び申立人以外の取締役2名についても、申立人と同様の減額訂正の処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の破産管財人から提出された債権者一覧表、破産申立書及

び年金事務所が保管する滞納処分票から、当該期間において、同社では厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

なお、商業登記簿謄本から、申立人はA社の取締役であったことが確認できるが、同社のほかの取締役は、申立人はB職として勤務しており、会社の経営や社会保険に関する事務は事業主が行っていた旨を供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成13年9月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が申立人に係る標準報酬月額減額訂正の処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成12年10月から13年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち、平成13年10月1日から19年7月20日までの期間について、上記遡及訂正処理を行った日以降の定時決定（13年10月1日）において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は30万円と記録されているが、当該処理については上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立人が所持する預金通帳から、当該期間のA社からの給与は、毎月50万円を上回る額が振り込まれていることが確認でき、申立人から提出された給与明細書（平成12年1月、14年9月、同年11月、15年1月、同年7月、16年4月、同年12月、17年4月及び同年5月）、事業主が作成した18年1月から19年6月までの給与計算書、14年及び16年から19年までの源泉徴収票、16年から19年までの源泉徴収簿及び平成19年度市民税・県民税特別徴収税額通知書から判断すると、申立人が申立期間のうち、13年10月1日から19年7月20日までの期間について、その主張するオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書等から、平成13年10月から15年3月までは59万円、同年4月から17年3月までは62万円、同年4月から同年12月までは59万円、18年1月から19年6月までは62万円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないため確認することができないが、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が平成13年10月から19年6月までの長期にわたり相違している上、17年及び18年の健康保険厚生

年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の標準報酬月額もオンライン記録どおりとなっていることから、事業主はオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成18年4月5日は17万9,000円、同年8月4日は11万1,000円及び19年4月5日は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月5日
② 平成18年8月4日
③ 平成19年4月5日

ねんきん定期便で確認したところ、申立期間に支給された3回の賞与の記録が欠落している。賞与支給明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の標準賞与額について、同社の事業主は、当時の事務処理誤りを理由として、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月1日付けで、18年4月5日は17万9,000円、同年8月4日は11万1,000円及び19年4月5日は18万9,000円の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を管轄の年金事務所に提出し、これに基づきオンライン記録が訂正されたところ、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる被保険者期間とならない期間とされている。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人が所持する賞与支給明細書において確認できる支給額から、平成 18 年 4 月 5 日は 17 万 9,000 円、同年 8 月 4 日は 11 万 1,000 円及び 19 年 4 月 5 日は 18 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与に係る届出を行ったとも述べていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、平成18年6月30日は3万円、同年12月28日は37万5,000円、19年7月2日は28万6,000円、同年12月17日は47万7,000円、20年10月3日は5万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月30日
② 平成18年12月28日
③ 平成19年7月2日
④ 平成19年12月17日
⑤ 平成20年10月3日

私は、A社に勤務していた申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間の賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書の保険料控除額から、平成18年6月30日は3万円、同年12月28日は37万5,000円、19年7月2日は28万6,000円、同年12月17日は47万7,000円、20年10月3日は5万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は履行したとしているが、事業主は申立期間において 13 名か 14 名ぐらいに賞与を支給したと述べている上、複数の者が申立期間において賞与の支給があったと述べているにもかかわらず、A社の被保険者で申立期間において賞与の記録がある者が存在しないこと、及びB健康保険組合の記録においても申立期間に賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 6 月 18 日まで
② 昭和 45 年 4 月 16 日から 46 年 5 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は、自立した生活をするため継続的に働いていくことが大切だと考えていたし、長期間、勤務するつもりでいたので脱退手当金は受け取っていない。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間に挟まれた2社に係る被保険者期間及び申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、5回の被保険者期間のうち、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

さらに、申立期間の最終事業所であるB社における厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金の請求要件である24か月に満たない13か月であり、当該被保険者期間単独では受給権が発生しないことから、同社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、平成18年6月25日は29万6,000円から35万円、同年12月10日は45万6,000円から54万円、19年6月10日は23万1,000円から28万円、同年12月10日は29万7,000円から36万円、20年6月10日は23万4,000円から28万4,000円及び同年12月10日は79万5,000円から96万5,000円にそれぞれ訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を18年6月25日は35万円、同年12月10日は54万円、19年6月10日は28万円、同年12月10日は36万円、20年6月10日は28万4,000円及び同年12月10日は96万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年6月25日
② 平成18年12月10日
③ 平成19年6月10日
④ 平成19年12月10日
⑤ 平成20年6月10日
⑥ 平成20年12月10日

A社で支給された申立期間①から⑥までの賞与について、事業主が社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行っていた。

その後事業主は、誤った届出に気付き、訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、厚生年金保険法第 75 条該当とされ、訂正後の標準賞与額では保険給付が行われないとされているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額については、オンライン記録において、当初、平成 18 年 6 月 25 日は 29 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 45 万 6,000 円、19 年 6 月 10 日は 23 万 1,000 円、同年 12 月 10 日は 29 万 7,000 円、20 年 6 月 10 日は 23 万 4,000 円及び同年 12 月 10 日は 79 万 5,000 円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に、18 年 6 月 25 日は 35 万円、同年 12 月 10 日は 54 万円、19 年 6 月 10 日は 28 万円、同年 12 月 10 日は 36 万円、20 年 6 月 10 日は 28 万 4,000 円及び同年 12 月 10 日は 96 万 5,000 円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、A 社から提出された貸金台帳により、申立人は、年金事務所に届け出されている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、平成19年6月10日は19万3,000円から23万1,000円、同年12月10日は24万8,000円から29万7,000円、20年6月10日は20万5,000円から24万5,000円及び同年12月10日は26万3,000円から31万5,000円にそれぞれ訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を19年6月10日は23万1,000円、同年12月10日は29万7,000円、20年6月10日は24万5,000円及び同年12月10日は31万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月10日
② 平成19年12月10日
③ 平成20年6月10日
④ 平成20年12月10日

A社で支給された申立期間①から④までの賞与について、事業主が社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行っていた。

その後事業主は、誤った届出に気付き、訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、厚生年金保険法第75条該当とされ、訂正後の標準賞与額では保険給付が行われないとされているので、調査の上、申立期

間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額については、オンライン記録において、当初、平成19年6月10日は19万3,000円、同年12月10日は24万8,000円、20年6月10日は20万5,000円及び同年12月10日は26万3,000円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年3月に、19年6月10日は23万1,000円、同年12月10日は29万7,000円、20年6月10日は24万5,000円及び同年12月10日は31万5,000円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、年金事務所に届け出されている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、平成18年6月25日は29万6,000円から35万円、同年12月10日は38万円から45万円、19年6月10日は29万9,000円から35万4,000円、同年12月10日は55万2,000円から65万5,000円、20年6月10日は32万2,000円から38万2,000円及び同年12月10日は40万6,000円から48万3,000円にそれぞれ訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を18年6月25日は35万円、同年12月10日は45万円、19年6月10日は35万4,000円、同年12月10日は65万1,000円、20年6月10日は38万2,000円及び同年12月10日は48万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年6月25日
② 平成18年12月10日
③ 平成19年6月10日
④ 平成19年12月10日
⑤ 平成20年6月10日
⑥ 平成20年12月10日

A社で支給された申立期間①から⑥までの賞与について、事業主が社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、支給額ではな

く、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行っていた。

その後事業主は、誤った届出に気付き、訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、厚生年金保険法第 75 条該当とされ、訂正後の標準賞与額では保険給付が行われないとされているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額については、オンライン記録において、当初、平成 18 年 6 月 25 日は 29 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 38 万円、19 年 6 月 10 日は 29 万 9,000 円、同年 12 月 10 日は 55 万 2,000 円、20 年 6 月 10 日は 32 万 2,000 円及び同年 12 月 10 日は 40 万 6,000 円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に、18 年 6 月 25 日は 35 万円、同年 12 月 10 日は 45 万円、19 年 6 月 10 日は 35 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 65 万 5,000 円、20 年 6 月 10 日は 38 万 2,000 円及び同年 12 月 10 日は 48 万 3,000 円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、年金事務所に届け出されている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる保険料控除額及び支給額から、平成 18 年 6 月 25 日は 35 万円、同年 12 月 10 日は 45 万円、19 年 6 月 10 日は 35 万 4,000 円、20 年 6 月 10 日は 38 万 2,000 円及び同年 12 月 10 日は 48 万 3,000 円、また、19 年 12 月 10 日は支給額に見合う標準賞与額は 65 万 5,000 円であるものの、保険料控除額に見合う標準賞与額が 65 万 1,000 円であることから 65 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、平成18年6月25日は4万6,000円から5万円、同年12月10日は38万円から45万円、19年6月10日は29万3,000円から35万円、同年12月10日は37万6,000円から45万円、20年6月10日は29万6,000円から35万4,000円及び同年12月10日は38万9,000円から46万5,000円にそれぞれ訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を18年6月25日は5万円、同年12月10日は45万円、19年6月10日は35万円、同年12月10日は45万円、20年6月10日は35万4,000円及び同年12月10日は46万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年6月25日
② 平成18年12月10日
③ 平成19年6月10日
④ 平成19年12月10日
⑤ 平成20年6月10日
⑥ 平成20年12月10日

A社で支給された申立期間①から⑥までの賞与について、事業主が社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行っていた。

その後事業主は、誤った届出に気付き、訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、厚生年金保険法第 75 条該当とされ、訂正後の標準賞与額では保険給付が行われないとされているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額については、オンライン記録において、当初、平成 18 年 6 月 25 日は 4 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 38 万円、19 年 6 月 10 日は 29 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 37 万 6,000 円、20 年 6 月 10 日は 29 万 6,000 円及び同年 12 月 10 日は 38 万 9,000 円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に、18 年 6 月 25 日は 5 万円、同年 12 月 10 日は 45 万円、19 年 6 月 10 日は 35 万円、同年 12 月 10 日は 45 万円、20 年 6 月 10 日は 35 万 4,000 円及び同年 12 月 10 日は 46 万 5,000 円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、年金事務所に届け出されている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成2年7月から3年9月までは47万円、同年10月から4年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から4年10月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間当時は、月額約50万円の給料を支給されており、それに応じた厚生年金保険料が給与から控除されていたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が30万円に引き下げられているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から3年9月までは47万円、同年10月から4年9月までは50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（6年5月1日）より後の8年5月28日付けで、遡って30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人のほかに11名の同僚についても、平成8年5月28日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年7月から3年9月までは47万円、同年10月から4年9月までは50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額を、平成3年11月から4年8月までは53万円、同年9月から同年11月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年12月30日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成3年以降は月額約65万円の給料を支給されていたが、オンライン記録では、申立期間における標準報酬月額が8万円に引き下げられているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、平成4年9月から同年11月までの訂正前の標準報酬月額が47万円となっているが、給与額は65万円であったので、当該期間の標準報酬月額が最高等級の53万円となっていないのは納得できないので調査の上、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年8月までは53万円、同年9月から同年11月までは47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（4年12月30日）より後の5年2月4日付けで、3年11月に遡って8万円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人は、平成11年4月22日からA社の取締役であったことが確認できるが、同社の当時の複数の取締役は、「申立人は、当時、B関連の部長であり、社会保険事務には関わっていなかった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務の権限を有しておらず、標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に

については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から4年8月までは53万円、同年9月から同年11月までは47万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立人は、申立期間のうち、平成4年9月から同年11月までの訂正前の標準報酬月額が47万円となっているが、月額約65万円の給料を支給されていたので、当該期間の標準報酬月額は最高等級の53万円となるはずだと主張している。

しかし、C健康保険組合の記録では、申立人の平成4年9月から同年11月までの標準報酬月額は、47万円となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人が所持する銀行の預金通帳では、当該期間において、45万円前後の給与が振り込まれていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に遡及して減額訂正処理されている役員5名（事業主及び申立人を除く。）のうち、1名の標準報酬月額は、平成4年9月1日に53万円から36万円に、もう1名の標準報酬月額は、同日に53万円から47万円に下げられている上、残りの役員3名の標準報酬月額は、上限の53万円のままであり、下げられていないものの、この3名の健康保険の標準報酬月額は、それぞれ、99万9,000円から96万円に、77万1,000円から52万6,000円に、83万4,000円から79万3,000円に下げられていることが確認できる。このことについて、複数の役員は、「平成4年頃は会社の経営状況が悪かったので、幹部社員の給料が下がったと思う。」と供述している。

これらの事情から、申立人の当該期間に係る給与額が65万円であり、標準報酬月額が最高等級の53万円であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 11 日から 42 年 2 月 25 日まで
60 歳になる前に年金の受給手続のことで社会保険事務所（当時）に行った際、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われた。この度、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立てを行った。脱退手当金が支給されたとされる時期には、私は結婚し、義父から強く勧められ、将来のことを考え、国民年金に加入手続を行い国民年金の保険料を納めていた。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、昭和 42 年 3 月 * 日に婚姻し、すぐに国民年金の加入手続を行い、同年 3 月 31 日に同年 3 月の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、脱退手当金が支給決定されたとする同年 10 月 16 日においても国民年金保険料を納付しており、平成 13 年 11 月まで国民年金保険料を全て納付していることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月1日まで
② 昭和23年12月1日から24年6月21日まで
③ 昭和25年1月1日から同年4月25日まで
④ 昭和26年3月1日から28年5月10日まで
⑤ 昭和29年3月1日から31年4月1日まで
⑥ 昭和31年4月12日から34年5月12日まで

私は、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを受け取り、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間①は申立期間②から⑥までの厚生年金保険加入期間と異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

さらに、未請求となっている期間における事業所の一つは申立期間①及び②と同一事業所である上、申立期間①と同一の記号番号で管理されてい

るにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 5,688 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、平成18年6月25日は19万5,000円から23万1,000円、同年12月10日は25万1,000円から29万7,000円、19年6月10日は19万8,000円から23万5,000円、同年12月10日は25万4,000円から30万2,000円及び20年6月10日は20万1,000円から23万9,000円にそれぞれ訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を18年6月25日は23万1,000円、同年12月10日は29万7,000円、19年6月10日は23万5,000円、同年12月10日は30万2,000円、20年6月10日は23万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月25日
② 平成18年12月10日
③ 平成19年6月10日
④ 平成19年12月10日
⑤ 平成20年6月10日

A社で支給された申立期間①から⑤までの賞与について、事業主が社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行っていた。

その後事業主は、誤った届出に気付き、訂正後の標準賞与額に基づく

届出を提出したが、厚生年金保険法第 75 条該当とされ、訂正後の標準賞与額では保険給付が行われないとされているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額については、オンライン記録において、当初、平成 18 年 6 月 25 日は 19 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 25 万 1,000 円、19 年 6 月 10 日は 19 万 8,000 円、同年 12 月 10 日は 25 万 4,000 円及び 20 年 6 月 10 日は 20 万 1,000 円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に、18 年 6 月 25 日は 23 万 1,000 円、同年 12 月 10 日は 29 万 7,000 円、19 年 6 月 10 日は 23 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 30 万 2,000 円及び 20 年 6 月 10 日は 23 万 9,000 円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、年金事務所に届け出されている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の資格喪失日（昭和26年3月21日）及び資格取得日（昭和26年4月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月21日から同年4月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録によると、A社にB職として勤務していた申立期間の記録が無い。途中、退社していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和26年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年4月1日に同社において再度、同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社も「同一事業所内で、被保険者記録が10日間抜けることは考え難い。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を最初に取得した昭和25年12月1日の前後2年間において、申立人のように資格を喪失後、再度、同一事業所で資格を取得している者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年1月1日から同年3月31日までの期間について、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成9年3月31日から同年4月16日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月16日であると認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年4月16日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成9年1月及び同年2月の標準報酬月額は28万円であるはずなのに14万2,000円となっている。また、資格喪失日が同年3月31日となっているが、納得できないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の平成9年1月及び同年2月の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する28万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年3月31日より後の同年4月16日付けで、遡って14万2,000円に引き下げられ、同日において、申立人が同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、平成9年4月16日付けで代表取締役を含む14名が、申立人と同様に同年1月に遡って標準報酬月額が5等級以上減額され、かつ同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる上、申立人が所持する給与明細書から、申立人は申立期間において、上記の訂正処理前の標準報酬月額に見合う給与の支給を受けていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成9年3月31日とする処理及び標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失処理及び標準報酬月額に係る記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人に係る資格喪失日を上記の喪失処理日である同年4月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年10月から同年12月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年10月1日まで
オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は56万円となっているが、所持している給与支払明細書から控除されている厚生年金保険料は、56万円の標準報酬月額に見合う保険料よりも高額であるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年10月1日から14年1月1日までの期間については、申立人が所持するA社の給与支給明細書により、申立人が当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（56万円）を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額より低い標準報酬月額（59万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与支

給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、59 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を事業主が履行したか否かについては、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社本社は、当該期間当時の関係資料を保管していないため、申立人の申立てどおりの届出を行ったか否かは不明としているが、当該期間当時、同社B事業所が加入していたC健康保険組合の記録は、オンライン記録と一致していることから、同社B事業所は、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年1月1日から同年10月1日までの期間については、給与支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（59万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（56万円）よりも高額であるものの、給与支払明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（平成14年1月は53万円、同年2月は50万円、同年3月は41万円、同年4月は53万円、同年5月は56万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月は41万円、同年9月は44万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（56万円）と同額又は低額であることから、当該期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、4万1,000円から5万円に訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 10 日

A社で支給された申立期間の賞与について、事業主が社会保険事務所（当時）に対して賞与支払届を提出したが、支給額ではなく、社会保険料等を控除した後の差引支給額で届出を行っていた。

その後事業主は、誤った届出に気付き、訂正後の標準賞与額に基づく届出を提出したが、厚生年金保険法第75条該当とされ、訂正後の標準賞与額では保険給付が行われないとされているので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額については、オンライン記録において、当初、4万1,000円と記録されていたが、当該額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年3月に、5万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではな

く、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかし、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、年金事務所に届け出されている標準賞与額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 6432

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、昭和 64 年 1 月から平成元年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 2 年 6 月までは 34 万円、同年 7 月から 3 年 3 月までは 41 万円、同年 4 月から 7 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 9 年 3 月までは 59 万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 60 年 5 月 1 日から平成 11 年 4 月 13 日まで、A 社に継続して勤務していた。ねんきん定期便を確認したところ、昭和 64 年 1 月から平成 9 年 3 月までの標準報酬月額が 9 万 2,000 万円となっており、実際の標準報酬月額より低く記録されている。申立期間について標準報酬月額の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 64 年 1 月から平成元年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 2 年 6 月までは 34 万円、同年 7 月から 3 年 3 月までは 41 万円、同年 4 月から 7 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 9 年 3 月までは 59 万円と記録されていたが、2 年 11 月 9 日、3 年 8 月 13 日、8 年 3 月 7 日及び 9 年 3 月 6 日付けでの 4 度にわたる訂正処理で、遡って 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人を除く 6 名についても、上記と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A 社の元取締役で総務担当者は、「社会保険料の滞納があり、督促状や差押状が届き、社会保険事務所に相談したところ、社会保険事務所に納付する厚生年金保険料を遡って減額訂正する届出を指導され、社長

と相談の上、申立人を含む数名を対象に遡及減額訂正処理をしてもらった。」と述べている上、同社の民事再生法に基づく民事再生手続の担当弁護士、同僚及び元役員は、同社が厚生年金保険料を滞納していた旨証言している。

一方、申立人は、閉鎖登記簿謄本において、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるものの、同僚及び元役員は、「申立人はB職及びC職が中心であり、社会保険事務に関与していない。」と証言していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の4度にわたる遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和64年1月から平成元年9月までは28万円、同年10月から2年6月までは34万円、同年7月から3年3月までは41万円、同年4月から7年9月までは53万円、同年10月から9年3月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月5日

私は、出向先からA社へ平成20年9月16日に戻り、現在も勤務している。同年12月5日に支給された賞与に係る厚生年金保険料が控除されていなかったため会社に申し出て、同年12月の給与から控除されたが、オンライン記録では当該賞与の記録が無い。同社は、23年4月21日に、管轄の年金事務所に賞与支払届を提出したが、同年年金事務所では保険料の徴収権が時効消滅となる2年を過ぎており、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないとのことだった。保険料控除を確認できる給与明細書があるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成20年12月の給与明細書から、同年12月5日の賞与に係る厚生年金保険料額及びオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額の合計額が控除されていることが確認でき、申立人は、50万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年12月9日の標準賞与額に係る記録を51万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

私は、オンライン記録によると、平成17年12月9日にA社から支給された賞与の記録が、実際に支給されていた賞与額と相違しているので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（51万5,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、賞与総支給額ではなく、厚生年金保険料等差引き後の支給額を社会保険事務所（当時）に届け出たと思われると回答していることから、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和55年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月16日から同年12月16日まで
私は、昭和54年4月1日に入社してから、58年4月15日に退職するまで、A社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された企業年金連合会の「年金支給義務承継通知書」、A社ライセンス手帳の職務欄及びC社が提出したD厚生年金基金「加入者記録票」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和55年12月16日に、A社B事業所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和55年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年1月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万円、同年10月から31年7月までは1万2,000円、同年8月から32年1月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年1月1日から32年2月1日まで
夫は、昭和27年1月1日から32年1月31日までA社に勤務していた。年金の記録を見ると、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、当時の夫の通称名は「B氏」で、愛称名は「C」であったと述べているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間当時に記録のある同僚は、愛称名が「C」であった「B氏」という者が勤務していたと述べていることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の通称名と同姓同名で、生年月日が相違している者が、昭和27年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年2月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録

が確認できる。

さらに、上記の同僚は、「B氏は、A社を退職後、D社に転職した。私は同社でもB氏と一緒に勤務した。」と述べているところ、申立人は申立期間後に、D社における厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる上、当該同僚は、A社の従業員の中にはB氏のほかに同氏と同姓の者はいなかった旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和27年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳の記録から、昭和27年1月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年9月までは1万円、同年10月から31年7月までは1万2,000円、同年8月から32年1月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から8年3月21日まで
私は、申立期間において、A社でB職として勤務していた。

申立期間当時の給与明細書は無いが、入社から退社まで15万円から18万円程度の給与を支給されていたにもかかわらず、ねんきん定期便では、明らかに給与額に見合う標準報酬月額とはなっていないので調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年4月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は当該期間のうち、5年4月から6年3月までは15万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年4月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に

当初届け出た 15 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 6 年 10 月 1 日）で、申立人の標準報酬月額が 8 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 3 月 21 日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、当該期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を5年1月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から6年5月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成8年5月1日まで
私は、申立期間において、A社で正社員として勤務し、B職を担当していた。

入社から退社までほぼ通算して20万円程度の給与を支給されていたにもかかわらず、ねんきん定期便では、明らかに給与額に見合う標準報酬月額とはなっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は当該期間のうち、5年1月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から6年3月までは12万6,000円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録

の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年1月から6年5月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た5年1月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から6年5月までは12万6,000円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の随時改定処理（平成6年6月1日）で、申立人の標準報酬月額は9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和63年4月1日から平成5年1月1日までの期間及び6年6月1日から8年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、当該期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から8年3月21日まで
私は、申立期間において、A社で正社員として勤務し、B職の仕事をしていた。

申立期間当時の給与明細書は無いが、入社から退社まで15万円程度の給与を支給されていたにもかかわらず、ねんきん定期便では、明らかに給与額に見合う標準報酬月額となっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年4月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は当該期間のうち、5年4月から6年3月までは15万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成

5年4月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は8万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成6年10月1日から8年3月21日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、当該期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年4月1日から9年3月21日まで
私は、申立期間において、A社でB職として勤務していた。

入社から退社まで15万円から18万円程度の給与を支給されていたにもかかわらず、ねんきん定期便では、明らかに給与額に見合う標準報酬月額とはなっていない。平成8年の給与明細書の一部があるので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年4月1日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は当該期間のうち、5年4月から6年3月までは15万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年4月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に

当初届け出た 15 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 6 年 10 月 1 日）で、申立人の標準報酬月額が 8 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から 9 年 3 月 21 日までの期間について、申立人が所持する 8 年 2 月から同年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 10 月までの期間の給与明細書において確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、当該期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、平成4年10月から5年9月までの標準報酬月額が38万円と記録されていた。申立期間当時の給与額は70万円以上で厚生年金保険料も3万8,425円（標準報酬月額53万円に該当）控除されていたことが確認できる給与明細書を持っているので、調査をして、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は38万円と記録されている。

しかし、A社が加入していたB厚生年金基金の加入記録から、申立人の厚生年金基金における申立期間に係る標準給与月額が厚生年金保険の標準報酬月額の上限額である53万円であったことが確認できる。

また、A社が加入していたC健康保険組合の回答書から申立人の健康保険組合における申立期間に係る標準報酬月額は71万円（厚生年金保険の標準報酬月額53万円に該当）であったことが確認できる。

さらに、B厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、被保険者報酬月額算定基礎届は、厚生年金保険、健康保険組合との一括複写式が使用されており、当該基金に提出されたものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出されていたはずである。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、事業主が、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の申立期間におけるB厚生年金基金の記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から7年3月まで

私は、平成4年当時、国民年金は国民の義務であると聞いていたので、20歳になった後、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、6年7月に出国するまで、毎月、市役所の窓口で納付していた。

その後、平成7年5月に帰国し、海外居住期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当委員会へ提出した「年金記録に係る確認申立書」（以下「確認申立書」という。）等において、20歳になった後、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間のうち、平成5年8月から6年6月までの国民年金保険料を、毎月、市役所で納付しており、同年7月から7年3月までの保険料については、同年5月に帰国後、まとめて納付したとしている。

この申立内容について、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等を申立人に尋ねたが、申立人からは確認申立書に記入された内容以上の具体的な情報等を得ることができなかった。そのため、確認申立書の記載内容のほか、オンライン記録、国民年金被保険者名簿等、当委員会で収集した資料・情報の限りにおいて判断を行うこととしたが、当該資料等からは、申立人が、申立期間の保険料を納付していたとするまでの心証を形成するには至らなかった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から9年12月までの期間及び11年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から9年12月まで
② 平成11年4月から12年3月まで

申立期間①について、私が20歳になった平成5年*月頃に、私の母親が私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。申立期間①の国民年金保険料については、加入当初は私の母親が納付し、6年3月頃からは私が納付書により区役所又は金融機関で納付していた。

申立期間②について、私は、会社を退職した平成11年4月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行った。申立期間②の国民年金保険料については、私が納付書により区役所又は金融機関で毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料は何も無いが、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を区役所で行ったと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親は、申立期間①当時の年金手帳についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、申立人が20歳になった平成5年*月となっているものの、申立人の基礎年金番号は、10年2月に付番されていることがオンライン記録で確認できることから、その時点まで、申立人は、国民年金に未加入であったものと推認される上、申立人に対し別

の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、会社を退職した平成11年4月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人に対して同年12月に国民年金への切替手続きを勧奨する通知が送付されていることが確認できることから、申立内容と一致しない上、同年4月の国民年金被保険者資格取得の記録は、12年2月に追加されたことがオンライン記録で確認できることから、その時点まで、申立人は、国民年金に未加入であったものと推認されるとともに、申立人は当該期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

加えて、申立期間①のうち一部の期間及び申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年2月まで

私は、申立期間当時居住していた自宅近くの役所で国民年金の加入手続を行った。

その際、申立期間の国民年金保険料が未納になっていると指摘されたので、銀行預金から納付するために必要な金額を引き出して役所で納付した記憶がある。当時の銀行預金通帳に、平成4年2月18日に10万2,000円を引き出している記録があるので、同年同月頃に私が一括して役所で保険料を納付したのだと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に居住していた自宅近くの役所で国民年金の加入手続を行った際、当該期間の国民年金保険料の未納を指摘されたため、銀行で未納保険料相当額を引き出して役所で納付した記憶があり、自身の銀行預金通帳に平成4年2月18日に10万2,000円が引き出されている記録があることから、申立人は同年同月頃に国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料も同時期に納付したと思うと述べている。しかし、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達時に国民年金の被保険者資格を取得している被保険者の資格取得日等から、同年7月25日から同年8月11日までの間と推認され、加入手続時期に関する申立人の主張とは一致しない。

また、推認される申立人の国民年金の加入手続時期において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、申立人は自宅近くの役所

で当該期間の保険料を納付したと述べており、自宅近くの役所とは、当該期間当時、申立人の住所近くにあったことが確認できる区の出張所と考えられるが、当該出張所では、過年度納付書は発行されておらず、過年度保険料を納付することもできなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6045

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私は、平成6年4月に、平成6年度の国民年金保険料を前納しており、領収書も所持している。年金事務所から、平成8年5月に、申立期間の保険料を還付してあると回答があったが、私は、受け取った記憶は無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月に、平成6年度の国民年金保険料を前納しており、領収書も所持している、また、年金事務所から、平成8年5月に、申立期間の保険料を還付してあると回答があったが、受け取った記憶は無いと主張しているが、申立人は、7年3月に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立期間の保険料は、過誤納付として扱われるべきものであり、申立期間の保険料の還付手続が行われていたことについて、不自然な点は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料については、平成8年2月に還付決議が行われ、同年5月に送金（支払）通知書が作成されていることが、オンライン記録により確認できる上、還付金額は、申立期間の保険料額と一致していることから、申立期間の保険料の還付処理に不合理な点は認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の振込先として、オンライン記録に登録されている口座番号は、申立人の普通預金口座の番号であることが確認でき、その口座の取引記録から、申立期間の保険料は、平成8年5月に還付されていることが確認できる上、ほかに申立人に対して申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年5月までの期間、8年4月から同年8月までの期間、同年10月及び9年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から7年5月まで
② 平成8年4月から同年8月まで
③ 平成8年10月
④ 平成9年1月から同年3月まで

私は、20歳になった平成6年当時は大学生であったが、学生でも20歳になったら国民年金に加入しなければならないと、父親から言われたことを契機に、私が区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金加入手続後の国民年金保険料については、自宅に送付された納付書により、私が自宅近くの金融機関で、その年度内に納付していた。その間、2か月から3か月分をまとめて納付した時期や、少し遅れて納付した時期もあったが、平成9年4月に就職するまでに、全ての期間の保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成6年当時は大学生であったが、学生でも20歳になったら国民年金に加入しなければならないことを父親から言われたことから、区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、自宅に送付された納付書により、9年4月に就職するまでに全ての期間の保険料を納付していた旨を主張しているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人のオンライン記録によると、申立人に基礎年金番号が付番された時期は同年3月であり、その時点で、申立人は7年6月に遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、

申立期間①は国民年金に未加入で保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②から④までのそれぞれ前後の期間の国民年金保険料について、申立人は、現年度納付により納付したと主張しているものの、オンライン記録によれば、納付済みとされている期間は全て過年度納付されていることから申立人の主張と一致せず、申立期間②及び③の直後の期間については、時効直前に保険料が納付されていることから、申立期間②及び③については時効により保険料を納付することができなかつた可能性がある。

さらに、申立人の父親の平成7年分の確定申告書（控）に申立人の国民年金保険料相当額の記載が確認できるが、当該確定申告書（控）を所持しているその父親の発言からは、この記載のみをもって同年に申立人の保険料が納付されたと推認することは困難である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6047

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 63 年 3 月頃に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に、市役所の職員から申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付することを勧められたため、その日のうちに市役所の窓口で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を市役所で遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に払い出されていることが確認できるものの、その時点において、当該期間の保険料は過年度保険料となり市役所で納付することはできないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金保険料収納状況一覧表、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、国民年金の被保険者資格取得日が昭和 63 年 4 月 1 日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年11月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は定かではないが、国民年金保険料については、私の母親が郵送されてきた納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料については、しばらく納付していなかったため、後日母親がまとめて20万円前後を納付した。母親が未納が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親がまとめて納付したと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、申立期間の保険料の納付時期についての記憶が曖昧であることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間直後の平成9年12月から10年3月までの国民年金保険料は、12年1月に過年度納付されていることが確認できることから、その時点で申立期間の保険料は時効により納付することができなかつた可能性も考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的

な納付を裏付ける新しい証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6049

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から同年 11 月まで

私は、昭和 63 年 7 月に会社を退職し、同年同月に市役所で国民年金の加入手続を行った記憶がある。申立期間の国民年金保険料については口座振替で納付していた。申立期間当時の私の年金手帳の記号番号と現在の記号番号は変わっている。当時の年金手帳の記号番号は*であり、この手帳記号番号で、申立期間の国民年金保険料の納付記録が管理されているのではないかと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 7 月に会社を退職し、市役所で国民年金の加入手続を行った記憶があると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号（平成 9 年 1 月 1 日に同手帳記号番号は基礎年金番号とされている。）の前後の番号が付与された被保険者のうち、20 歳到達時点で国民年金の資格を取得した被保険者の資格取得時期から、申立人は 5 年 5 月から同年 7 月までの間に国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人の主張とは一致しない。

また、平成 5 年 5 月から同年 7 月までの間と推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前から、現在の手帳記号番号が払い出された時期にかけて、申立人は同一の市に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和 63 年 7

月 9 日の国民年金の被保険者資格取得日、同年 12 月 15 日の同資格喪失日が記載されているが、前で述べたとおり、この当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらず、平成 5 年に手帳記号番号が払い出されていることを踏まえると、この資格の取得及び喪失は、同年に申立人が国民年金の加入手続を行った際に、申立人の 20 歳以降の公的年金の加入状況等が確認され、記載されたと考えて不合理ではなく、申立期間当時に、申立人が国民年金の被保険者として管理されていたとは考えにくい。

加えて、申立人は自身の所持する年金手帳に記載された記号番号*を挙げ、申立期間当時は、同記号番号により申立人の年金記録が管理されていたと考えることから、国民年金保険料の納付記録についても、同記号番号により管理されているのではないかと懸念を表明している。しかし、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されるまで、国民年金と厚生年金保険は別の制度として、被保険者は両制度ごとに別の手帳記号番号で管理されており、申立人に付番されていた記号番号である*は昭和 60 年 4 月に申立人が初めて厚生年金保険の被保険者となった際に付番された記号番号であるため、同記号番号で国民年金保険料が賦課されることはない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月まで

私は、結婚前の昭和 62 年 8 月に夫と同棲を始めたのをきっかけに、私が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、納付金額は記憶に無いが、夫の保険料と一緒に、毎月口座振替をしていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 8 月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所で行ったと主張しているが、夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されておらず、夫の手帳記号番号は平成元年 4 月に、申立人の手帳記号番号は同年 7 月に払い出されていることが確認でき、同年同月まで申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人の所持する年金手帳は、申立人が平成元年 3 月以降に居住していた町を管轄する社会保険事務所（当時）で発行されていることが確認でき、申立人は、それ以外の年金手帳を持っていたことは無いと述べている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人夫婦は、昭和 63 年分及び平成元年分の確定申告書（控）を所持しているが、昭和 63 年分の確定申告書（控）の記載内容からは申立期間の国民年金保険料を納付したと考えることは難しく、平成元年分の確定申告書（控）では、同年 4 月からの夫婦二人分の保険料額が記載されていることが確認でき、それより前の申立期間の保険料が納付されていたとは考えにく

い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月まで

私は、結婚前の昭和 62 年 8 月に妻と同棲を始めたのをきっかけに、私の妻が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、納付金額は記憶に無いが、妻の保険料と一緒に、毎月口座振替をしていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 8 月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所で行ったと主張しているが、夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されておらず、妻の手帳記号番号は平成元年 7 月に、申立人の手帳記号番号は同年 4 月に払い出されていることが確認でき、同年同月まで申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人の所持する年金手帳は、申立人が平成元年 3 月以降に居住していた町を管轄する社会保険事務所（当時）で発行されていることが確認でき、申立人は、それ以外の年金手帳を持っていたことは無いと述べている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人夫婦は、昭和 63 年分及び平成元年分の確定申告書（控）を所持しているが、昭和 63 年分の確定申告書（控）の記載内容からは申立期間の国民年金保険料を納付したと考えることは難しく、平成元年分の確定申告書（控）では、同年 4 月からの夫婦二人分の保険料額が記載されていることが確認でき、それより前の申立期間の保険料が納付されていたとは考えにく

い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6052

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年1月まで
私は、会社を退職後、アルバイトをしていた。

その頃、国民年金保険料の支払の用紙が送られてきたため、区役所で、申立期間の保険料を納付したと思う。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったかどうかの記憶は定かではないと述べており、国民年金の加入状況が不明であり、現に、公的年金の記録上、当該期間は、国民年金の未加入期間となっている。

また、申立人は、国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、申立期間の保険料を納付したと思うとしている。しかし、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらず、当該期間当時に、未加入期間である当該期間の保険料の納付書が発行されたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの期間、4年3月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年6月まで
② 平成4年3月
③ 平成4年6月

私か母親が、私が大学を卒業した後の平成5年4月又は同年5月頃、国民年金の加入手続を行った。その後、時効前の2年分の国民年金保険料を遡って納付することができるという案内が届き、私か母親が、申立期間①から③までの保険料を時効前に納付した。

申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、自身又はその母親が、時効前に当該期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成5年7月頃と推認され、その時点で当該期間の過半は、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の母親は、最初に申立人の国民年金保険料を納付したときに、4か月分か5か月分の保険料をまとめて納付した記憶があるとも述べている。確かに、申立人の国民年金の加入手続が行われた直後の平成5年8月30日に、3年7月及び5年4月から同年8月までの合計6か月分の保険料をまとめて納付していることが確認できるが、申立人の母親が記憶している最初に納付したとする保険料は当該期間の保険料であり、それより前の期間である申立期間①の保険料については、時効により納付することができなかつたものと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間②及び③について、申立人は、申立期間①と同様に、時効前に国民年金保険料を納付したと述べている。確かに、申立期間②及び③の保険料はそれぞれ遡って納付しているものの、オンライン記録によると、当該期間の保険料は、「時効期間納付」を理由に過誤納となり、その後、申立期間②の保険料については、平成6年12月に、申立人自身の銀行の預金口座に還付され、申立期間③の保険料については、同年8月に、4年7月の保険料に充当されていることが確認でき、それぞれ納付済みとはならなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、大学在学中の平成元年4月に、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、平成元年度分の国民年金保険料を前納した。

翌年の平成2年4月にも、社会保険事務所へ行き、平成2年度分の国民年金保険料を前納した。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学在学中の平成元年4月に、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、5年10月頃であると推認されることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成5年6月であることが、申立人が所持する年金手帳により確認できる上、オンライン記録においても、申立人が、申立期間当時に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が、平成元年4月及び2年4月に前納したとする金額は、実際に元年4月に平成元年度分の国民年金保険料を前納した場合の金額及び平成2年4月に平成2年度分の保険料を前納した場合の金額と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

私は、20歳になった後に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った後から自宅に国民年金保険料の納付書が届いていたが、保険料を納付していなかった。平成12年4月に結婚してからは、私の妻及び私の母親に勧められて保険料を納付するようになった。申立期間の保険料については、妻が近くの郵便局で毎月1万円ぐらゐを納付していた。その後口座振替により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成12年4月に結婚してからは、その妻が郵便局で納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、保険料の納付の開始時期の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対し、平成14年6月に納付書が発行されていることがオンライン記録から確認でき、13年4月から14年5月までの国民年金保険料は現年度納付により納付されていることを踏まえると、当該納付書は申立期間について発行されたものと推認できることから、同年6月の時点で申立期間の保険料は未納であったと考えられる上、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、当該番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにく

い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6056

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 8 月まで

私は、昭和 57 年 1 月に会社を退職したが、同年 5 月の結婚後に、妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を金融機関で一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月頃、その妻が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付記録から、61 年 9 月又は同年 10 月頃に行われたと推認され、その時点で申立期間の過半は、時効により、国民年金保険料を納付することができない期間である上、夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻は、遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人が、昭和 60 年 5 月から居住していた市の国民年金収納簿によると、申立人夫婦共に、61 年 9 月から国民年金保険料が賦課されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間において、複数の市区町村に居住しており、複数の行政機関が続けて事務処理を誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6057

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 61 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 61 年 8 月まで

私は、昭和 57 年 3 月に会社を退職したが、その後は厚生年金保険に加入することが無いと分かっていたので、同年 5 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が夫婦二人分を金融機関と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付記録から、61 年 9 月又は同年 10 月頃に行われたと推認され、その時点で申立期間の過半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人が、昭和 60 年 5 月から現在まで居住している市の国民年金収納簿によると、申立人夫婦共に、61 年 9 月から国民年金保険料が賦課されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間において、複数の市区町村に居住しており、複数の行政機関が続けて事務処理を誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 61 年 12 月まで

私は、いつ頃届いたのか定かではないが、区役所から国民年金加入の案内が届き、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付することができると思ったため、昭和 61 年 12 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私が、区役所で納付書に現金を添えて、遡ってまとめて納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 12 月頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成元年 2 月又は同年 3 月と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと推認される平成元年 2 月又は同年 3 月の時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が述べるように、昭和 61 年 12 月頃に、国民年金の加入手続を行っていたとしても、その時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間があり、制度上、申立期間の保険料全てを一括

で納付するという事は不可能である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から49年7月まで

私は、親のお店で働いていた20歳になった頃、集金人が連れてきた女性から国民年金の加入を勧められたので、国民年金に加入した。その際、「今から加入すれば将来満額の年金を月に8万円（ただし、今思うと8,000円と言われたかもしれない。）受けられる。」と言われたが、私が、「将来の8万円は今と価値が違う。」と言うと、その女性は「物価スライドだから心配は無い。」と説明してくれたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、両親がお店に来た集金人に納付していたが、両親が不在の際には、私が納付したこともある。加入した当初の保険料額は、はっきりとは記憶していないが、月額1,000円前後だったと思う。両親は、保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入を勧められた際に、「満額で月額8万円の年金を受けられる。」「物価スライドがある。」と説明を受けたと主張し、口頭意見陳述において、当初納付した国民年金保険料の月額が1,000円前後だったと思うと述べているが、国民年金に物価スライド制度が導入されたのは昭和48年である上、49年1月からの保険料が月額900円であったことからすると、申立人の主張は42年頃のものではなく、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された49年頃のことであると考えるのが自然である。

また、申立人は、両親が申立期間を含め、昭和38年4月以降の国民年金保険料を納付していることから、両親が申立人の保険料も納付していた旨を主張しているが、申立期間の当初、申立人及びその両親と同居していた申立人

の長姉は、両親と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、保険料を納付した形跡が無いことから、申立人の両親が、申立人の長姉の保険料を納付せずに、申立人の保険料のみを納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人は、以前年金手帳を回収された記憶があると述べ、そのことが、申立期間が未納とされている原因ではないかとの主張をしているところ、確かに昭和49年度に、従来の国民年金手帳に代わって新しい年金手帳の使用が開始されているが、同居していた申立人の両親は、国民年金保険料の納付記録が途切れることなく継続していることから、申立人のみ申立期間の納付記録が喪失したとも考えにくい。

加えて、申立人は申立期間を通じて同一の住所地に居住していたことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても、具体的な納付を裏付ける新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月から 61 年 9 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、私が 20 歳代の頃、同居していた母親から、私の国民年金の加入手続を行い、過去の国民年金保険料を遡って一括して納付したが、その保険料額が多くて大変な金額であったと聞いたことがある。母親は、送られてきた納付書により郵便局や金融機関で申立期間①の保険料を納付したはずである。

申立期間②について、私は、長男が生まれた昭和 61 年以降からの国民年金保険料は、金融機関で納付していたが、申立期間②の保険料については、区役所で申請免除の手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされていること、及び申立期間②の保険料が申請免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20 歳代の頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと聞いたことがあると主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその母親は、加入手続を行った時期、保険料の納付方法及び保険料額について具体的な記憶が無いことから、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金

手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日等から平成元年1月頃と推認でき、当該加入手続時点で遡って国民年金保険料を納付することができる申立期間①直後の期間の保険料を、過年度納付したと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間①から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の申請免除の手続を行ったと主張しているが、申立人のオンライン記録によると、当該期間の保険料が、平成元年5月に時効後納付を理由に還付決議がなされ、申立人に還付されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、前述のとおり、平成元年1月頃と推認でき、申立期間②は、その時点までは未加入期間であることから、国民年金保険料の申請免除の手続を行うことができない期間である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月

私の国民年金の加入手続については、結婚後、私の夫が勤務していた会社の総務担当者が行ってくれたが、夫に確認することができないため、加入手続の時期等詳細は不明である。

申立期間の国民年金保険料については、夫が納付してくれていたが、夫に確認することができないため詳細は不明である。夫は私の国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、保険料を納付してくれていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立人の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことに加え、その夫に詳細を確認することができないため、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録において、平成8年6月6日に、国民年金第1号被保険者の被保険者資格取得日が、2年1月1日から元年12月29日に訂正されており、8年6月6日の時点まで、申立人は、申立期間を含む昭和61年4月から平成元年12月までの期間は国民年金第3号被保険者とされていたと考えられ、当該期間の国民年金保険料を当該期間当時に納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6062

第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月から16年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年1月から16年1月まで

私は、平成14年1月に会社を退職し、同年3月頃に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年3月頃に市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人に対し、同年7月及び17年2月に国民年金の加入手続を勧奨する通知が送付されていることがオンライン記録で確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録では、平成14年1月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡が無いことから、申立期間は国民年金に未加入で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の大半は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6063 (事案 4667 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私は、学生も国民年金の加入が義務になった平成3年頃、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、社会保険事務所(当時)から納付書が送られてきた。その納付書に記載されていた国民年金保険料の金額が高額で自分では納付が困難だったので、その納付書を実家に送った。その後、納付書の送付先を実家に変更したと親から聞いたことを記憶している。保険料については、私の母親が、実家の近くにある郵便局又は金融機関で納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない旨申立てを行ったが、申立期間の記録の訂正は認められなかった。

今回、学生時代に住所があった地域の管轄の社会保険事務所で国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡がないか調査をしてほしい。

なお、第三者委員会は、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って公正な判断を示すための機関であるにもかかわらず、今回は正当な判断がされていなかった。今回、私の申立てを十分にくみ取り再審すべきであり、審議した委員の一部を変えて慎重に誠意をもって付議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成3年頃、社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、実家にその納付書を送付し、その母親に申立期間の保険料を納付してもらっていたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶や、年金手帳の交付についての記憶も定かではないとしている上、申立人の保険料の納付を行っていたとするその母親も、保険料の納付についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及

び保険料の納付状況が不明であり、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、口頭意見陳述においても、申立人が国民年金の加入手続を行い、その母親が申立期間の保険料を納付していたとの心証を得ることができなかつたとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年11月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の申立てにおいて、申立人は、当時、住所があった地域の管轄の社会保険事務所での年金の加入手続が行われていたか調査をしてほしい旨、主張しているところ、当委員会において、改めて調査を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立期間に国民年金に加入していたとは考え難い。

このように、今回の申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 今回の申立てにおいて、申立人は、一部の委員を変えて審議するように文書で要望を提出していたが、第三者委員会は、国（厚生労働省）側に記録が無く、本人も領収書等の直接的な物的証拠を持っていないなどの申立てについて、適正な判断を下すため、複数の委員で構成した委員会において、申立ての内容を十分にくみ取り、関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を行うこととされており、前回の審議においても公正に判断されていることから、一部の委員を変更することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から6年3月まで

私は、時期や場所については分からないが、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。私は、母親から、国民年金保険料を納付していない期間があったため、その期間の保険料を何回かに分けて遡って納付したことがあると聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親から、国民年金保険料を納付していない期間があったため、その期間の保険料を何回かに分けて遡って納付したことがあると聞いていると主張しているところ、その母親は、申立人の保険料の納付を始めた頃に、保険料を3回ぐらいに分割して、区役所で遡って納付したと述べているが、i) 申立人の保険料が初めて納付されたのは、平成6年10月であることが、オンライン記録により確認でき、その時点では、申立期間の保険料は、過年度保険料となり、制度上、区役所で納付することはできなかったこと、ii) 申立期間直後の同年4月の保険料は同年10月に、同年5月から同年7月までの保険料は同年11月に、同年8月の保険料は7年1月に遡って納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、その母親が遡って納付したのは、6年4月から同年8月までの保険料であったと考えるのが合理的であり、申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を遡って納付したとするその母親は、保険料を遡って納付した期間、納付時期及び納付金額について、はっきり憶^{おぼ}えていないと述べていることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6442 (事案 223 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 31 日まで A 社 (現在は、B 社) C 事業所に勤務したが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないことから確認の申立てを行ったが、前回の審議において申立てが認められなかったため、今回再度申し立てた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、名簿の整理番号は連番であり欠番は無いこと、申立人は、同僚の正確な氏名を記憶していないため、同僚からの証言等を得ることができないこと、及び申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないこと等を総合的に判断し、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は保険料納付を示す新たな資料を提出しておらず、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月25日から35年9月1日まで
私は、昭和33年10月25日に現在のA社の前身であるB社からC社D営業所に店長として異動した後、34年9月1日付けで同社E営業所に店長として異動し、35年1月には同社本社に戻り、同年9月1日には、B社とC社の合併により設立されたF社の役員に就任した。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社史及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、C社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人と同時期にB社からC社D営業所に異動した同僚4名及びB社からC社E営業所開設のために異動した同僚について、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日を調査したところ、全員がB社での被保険者資格喪失後、4か月から9か月後にC社で同資格を取得していることが確認できる。

また、上記の複数の同僚は、B社からC社に異動した当初の期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたという記憶は無く、A社も当時の給与関係書類を保管しておらず、C社の事業主及び当時の社会保険担当者も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月頃から22年9月頃まで

私は、昭和21年9月頃から22年9月頃まで、A港を拠点としてB国のC港、D港及びE港などへ荷物を運ぶ船（船舶F）でG職として勤務し、下船する時に船員手帳を受け取った記憶がある。しかし、申立期間の船員保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として名前を挙げた同僚の証言から、期間の特定はできないが、申立人が船舶F（又は船舶H）に乗っていたことは推認できる。

しかし、当該同僚は、「船舶H（又は船舶F）の船舶所有者のI社が申立期間当時に船員保険の適用を受けていたとは思えない。」と述べているところ、船舶所有者名簿から申立期間当時、船舶F（又は船舶H）の所有者I社は、船員保険の適用事業所となっておらず、同船舶は適用船舶となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人が名前を挙げた同僚3名及び上記同僚が記憶していた船舶F（又は船舶H）の船長の申立期間に係る船員保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、J運輸局は日本船名録によると、船舶F（又は船舶H）の船名は記載されていないと回答している上、商業登記簿謄本から、I社は昭和23年1月に会社を設立、49年10月に既に解散しており、事業主の所在も不明のため、申立期間における船員保険の取扱い状況について確認することができない。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月10日から同年11月1日頃まで
② 昭和35年1月頃から37年6月頃まで
③ 昭和40年1月1日から42年9月1日まで

私はG職として、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

給与明細書等の保険料控除を証明できる資料は無いが、毎月の給与から保険料を控除されていたはずなので、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社に勤務していた当時の上司であったとする者は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認でき、かつ申立人が従事していたとする業務内容も、複数の同僚の供述と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該複数の同僚は、「A社は、春先から10月頃までの繁忙期について、アルバイト等の臨時従業員も複数名雇用していた。」と供述している上、当該同僚のうち1名は、「アルバイトから正社員となったが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、正社員になってからだった。」と供述していることを踏まえると、当時同社は、従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

また、A社の承継法人であるD社は、人事記録、賃金台帳等、当時の資料を保管していないと回答しており、申立人も当該期間に係る厚生年金保

除料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、商業登記簿謄本から、申立人は、昭和36年11月18日に設立されたE社の代表取締役就任しているところ、同日に取締役就任した同僚は、同年5月1日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、当該同僚と同様、申立人についても同日以降、同社に勤務していなかったものと考えられる。

また、当該期間におけるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無い上、E社は人事記録、賃金台帳等、当時の資料を保管していないと回答しており、申立人も当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間③について、申立人は当該期間においてC社に勤務していたと述べているが、当該期間における雇用保険の加入記録を確認できない上、同社で厚生年金保険被保険者となっている者で、申立人が同社に勤務していたと供述する者はいなかった。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和40年6月1日であり、同日より前に同社で厚生年金保険被保険者となっている者は確認できない。

さらに、C社でG部門の管理職であったとする者は、「入社後、数箇月は厚生年金保険に加入できなかったが、1年を超えて勤務していた場合は、加入させていたはずだ。」と供述しているところ、複数の同僚について、その記憶する入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日を比較したところ、数箇月程度の開きはあったものの、入社日から1年を超えて被保険者資格を取得している者は確認できなかった。

加えて、C社の事業を承継したF社では、C社は既に解散している上、人事記録、賃金台帳等の当時の資料を保管していないと回答しており、申立人も当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月6日から同年5月21日まで
② 昭和36年10月2日から同年12月4日まで

私は、昭和36年1月6日から同年5月20日までの期間、A社（後に、B社）に勤務し、同社を一旦退職後、再度入社した同年10月2日から37年6月30日まで同社に勤務した。しかしながら、このうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。再入社後の一部期間はB社の厚生年金保険被保険者となっているが、申立期間①及び②の事業所名は事業主名と同一であったと元同僚から聞いているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、A社に勤務し、厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたと述べている。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿において、A社は昭和35年9月2日にB社と名称変更していることが確認できる上、同社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚1名は、「私の厚生年金保険の加入記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社後半年以上経過した日付となっていることから、同社では試用期間があったのではないか。」と述べている。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人がB社の被保険者資格を取

得した日（昭和 36 年 12 月 4 日）と同日付けで同資格を取得した複数の同僚は、「私は、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日より前から同社で勤務していた。」と供述していることから、同社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったわけではないことがうかがえる。

加えて、申立期間①及び②において、上記被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 26 日から 57 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 12 月 26 日に、中途採用者として、A 社 B 工場に勤務することになった。申立期間当時の私の総月額収入は、27 万 5,000 円程度であったと記憶しているが、厚生年金保険の記録では、入社時の標準報酬月額は 18 万円になっており、明らかに控除後の可処分所得を会社が届け出たと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、受け取っていた月額給与と比較して、A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている旨の申立てをしている。

しかし、A 社から提供された昭和 54 年分から 56 年分までに係る申立人の「給与所得の源泉徴収票」の社会保険料の金額欄に記載された金額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に、雇用保険料額を加算した金額とほぼ一致することが確認できる。

また、申立人と同じ昭和 53 年 12 月 26 日前後に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚約 1,600 名の標準報酬月額を調査したところ、申立人の資格取得時の標準報酬月額（18 万円）を上回る同僚は、約 40 名しかおらず、申立人の申立期間における標準報酬月額が上記約 1,600 名の同僚の標準報酬月額と比較して、著しく低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人を採用したとする A 社の同僚は、「同社では、人事部が

採用試験を行い、それぞれの部署で必要な人材は、部署ごとに面接を行い、採用を決めていた。採用後の事務手続や給与額については、人事部が行うので申立人の標準報酬月額については分からない。」と述べている。

加えて、A社は、申立期間の標準報酬月額が、申立人の主張する金額より低額となっていることについて、「システムで全社員の報酬月額を算出しているため、正しく計算した結果を反映し、届出を行っている。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年5月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年9月1日から8年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月1日から同年9月1日まで
② 平成7年9月1日から8年1月1日まで

オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成7年5月から同年8月までの標準報酬月額が、直前の標準報酬月額より大幅に低く記録されており、不自然である。また、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、同年9月1日から8年1月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された申立人の給与明細書から、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

また、A社は、「申立人は、平成7年1月20日に定年となり、翌日から嘱託社員として勤務した。」と回答しているところ、同社が加入する厚生年金基金から提供された申立人に係る月額変更届には、「降給月7年2月1月20日定年 嘱託雇用のため」と記載されていることが確認できる上、同年5月に申立人の標準給与月額が38万円から16万円に改定されていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、A社は、「申立人は、平成7年1月21日から9年11月30日まで、当社の嘱託社員として勤務していた。」と回答している。

しかし、A社から提出された申立人の給与明細書から、申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社が加入する厚生年金基金から提供された申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届により、申立人は、平成7年9月1日に加入員資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 5 日から同年 7 月 21 日まで
② 昭和 32 年 7 月 24 日から 39 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 21 日から 41 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、脱退手当金を受け取ったことになっている。その当時、結婚、出産等は有ったが、脱退手当金を受け取って生活費の足しにした覚えはない。脱退手当金裁定請求書の原本も所持しており、請求していないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自筆の脱退手当金裁定請求書の原本（以下「原本請求書」という。）を所持しており、脱退手当金は請求していないと主張している。

しかし、申立人は、原本請求書のほかにA社を退職直後の申立人の住所地が記載された脱退手当金裁定請求書のコピー（以下「コピー請求書」という。）も所持しており、脱退手当金を請求する意思を有していたと考えられる上、当時、脱退手当金裁定請求書は、複数枚の入手が可能であり、所持している原本請求書は、請求に先立って作成されたものと考えても不自然ではない。

また、コピー請求書の余白には、脱退手当金制度に係る「時効5年間」とのメモ書きが有り、申立期間当時、申立人は脱退手当金制度についての知識を有していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者記号番号は、申立期間である三つの事業所の番号が同一であるにもかかわらず、その後に資格取得した被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間の脱退手当金は、三つの事業所を通算した月数で計算されており、支給額も計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和55年2月1日から58年4月1日までの期間及び61年6月1日から62年11月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、昭和58年4月1日から61年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月1日から58年4月1日まで
② 昭和58年4月1日から61年6月1日まで
③ 昭和61年6月1日から62年11月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、B社から同社のグループ会社であるA社が経営するC店に出向勤務していた期間のうち、申立期間①及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていない。C店に勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、厚生年金保険の被保険者記録において、B社のグループ会社であるD社の厚生年金保険被保険者となっている申立期間②について、標準報酬月額の記録が9万8,000円となっているが、当時は28万円程度の給与が支給されており、低額なものとなっていることに納得できない。調査の上、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、B社における複数の同僚の証言及び雇用保険の記録により、期間は特定できないものの、申立人が当該期間においてA社が経営するC店に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所と

なったのは、昭和 63 年 11 月 1 日であり、申立期間①及び③において、同社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び③に申立人の氏名は見当たらない上、上記の同僚に対する文書照会によっても申立人の当該期間における厚生年金保険料控除をうかがわせる回答を得ることができなかつた。

さらに、申立人がC店に勤務していたとする期間のうち、申立期間②がD社における被保険者期間となっていることから、同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者となっている複数の者に照会を行ったものの、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかつた。

加えて、A社、B社及びD社は、既に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、意見陳述において、申立人がB社の関連会社であったと述べたE社、F社及びG社はいずれもオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を所持していない上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額記録は、実際の給与額に比べて低額なものとなっていると主張している。

しかし、D社及び申立人が同社の親会社であったと記憶するB社は、いずれも解散しており、申立期間②当時の賃金台帳等厚生年金保険料控除額及び給与支給額を確認できる資料を得ることができないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿に記載された被保険者5名のうち申立人を含む4名は、D社に係る商業登記簿謄本において、申立期間②は、同社の取締役となっていることが確認できるところ、当該期間における標準報酬月

額は9万8,000円と記録されており、申立人の標準報酬月額記録のみが低額なものとなっているとは考え難い。

このほか、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を所持しておらず、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 11 日から 36 年 1 月 27 日まで
② 昭和 36 年 1 月 27 日から 39 年 8 月 22 日まで
年金記録を確認したところ、A社及びB社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金を支給済みとなっていた。しかし、当時は脱退手当金という制度については知らず、手続を行った覚えも脱退手当金を受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人はB社の退職後、脱退手当金が支給されたとする昭和 40 年 8 月の時点においても、国民年金の強制加入期間であったが加入していない上、53 年 10 月まで厚生年金保険への加入歴が無いなど、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月8日から26年7月1日まで
② 昭和27年10月16日から30年9月1日まで
③ 昭和30年9月1日から33年7月18日まで

平成21年12月頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社、B社及び同社関連のC社に勤務していた三つの被保険者期間が脱退手当金として支給された記録になっていることを初めて知った。

C社は、人員整理のために退職したが、その際、同社から脱退手当金に関する説明は無く、脱退手当金を受給した記憶も無い。今般、日本年金機構から確認のはがきを送付されたことから、申立てを行うこととした。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前8ページ及び後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年7月18日の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす30名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、25名に脱退手当金の支給記録が確認でき、25名全員が資格喪失日から9か月以内に脱退手当金が支給決定されており、このうち、受給したとする複数の同僚は、事業所が請求手続をしてくれたと供述している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、C社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和33年8月25

日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したと思われることが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 15 日から 40 年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 16 日から 43 年 9 月 1 日まで

私が 65 歳の頃、年金裁定請求に行った時に申立期間①及び②については、既に脱退手当金として支給済みであると聞き驚いた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も受給した覚えも無いので申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてB社（A社に変更する前の名称）の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示とともに昭和 43 年 9 月 16 日の日付が記されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金の支給額及び支給月数には計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の同年 9 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 41 年 10 月 9 日まで

私は、日本年金機構から送られた「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のお知らせにより、A社に勤務した期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。

A社は、進学のために退職したが、脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 12 月 2 日から 36 年 9 月 22 日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、A社に勤務していた期間については脱退手当金が支給されていることになっている。

しかし、私は、昭和 36 年頃、脱退手当金という給付制度を知らなかったため、脱退手当金の請求手続を行うはずはなく、受給した記憶も無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 11 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 9 月 22 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 22 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、15 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 14 名が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されている上、支給記録が確認できる者の中には、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても事業所による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 1 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月20日から33年5月1日まで
年金事務所に出向いた際、申立期間については脱退手当金が支給済みであることを初めて知った。

しかし、脱退手当金の手続をした記憶も金銭を受け取った記憶も無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和33年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和33年12月24日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、40年8月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 8 日から 22 年 10 月 13 日まで
私は、昭和 22 年 11 月に結婚するため、同年 10 月に A 社を退職した。今回、日本年金機構から連絡があり、同社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給済みとなっていることを知ったが、受け取った記憶は無く、会社から厚生年金保険についての説明は無かった。調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 22 年 10 月 13 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかつたのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和 50 年 5 月まで厚生年金保険への加入履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月16日から29年6月18日まで
② 昭和30年1月18日から同年7月20日まで

平成7年7月6日に社会保険事務所（当時）に出向いた際、申立期間は脱退手当金として支給されていると言われた。

しかし、脱退手当金を受け取ったのはA社に勤務していた7か月間のみであり、B社及びC社で勤務していた申立期間の脱退手当金は受け取っていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、厚生年金保険の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間の脱退手当金の支給要件は、厚生年金保険被保険者期間が6か月以上20年未満である女性の場合、婚姻又は分娩に伴う退職であることが要件であったが、申立人は、当時、婚姻又は分娩をしておらず、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえない上、昭和29年5月の制度改正により女性の場合、被保険者期間が2年以上で脱退手当金が受給できることになったことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後15ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年7月20日の前後3年以内に資格喪失した者6名について脱退手当金の支給記録を確認したと

ころ、5名に脱退手当金の支給記録があり、うち4名が資格喪失日から約3か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人が受給を認めている期間に申立期間を合算した脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年8月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで
平成 22 年 10 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関する確認のはがきが自宅に届き、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続や、お金を受け取った記憶は無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 42 年 3 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6460

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 11 日から 37 年 2 月 16 日まで
② 昭和 37 年 2 月 16 日から 41 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 5 月 10 日から 44 年 4 月 13 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた一部の期間、B社及びC社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が勤務していた全ての事業所名及び勤務期間が記載されており、申立期間の最終事業所名が記載された退職所得の受給に関する申告書が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる上、同請求書には、申立人の委任を受けて、申立人の父親が昭和 44 年 8 月 26 日に脱退手当金を領収したことを示す署名及び押印が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 8 月 26 日に支給決定されており、社会保険事務所（当時）が脱退手当金の支給額の算定経緯を記録した脱退手当金支給決定伺の内容と一致する。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6461

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 24 日から 27 年 6 月 14 日まで
② 昭和 28 年 10 月 11 日から 32 年 6 月 11 日まで
③ 昭和 32 年 8 月 1 日から 34 年 6 月 7 日まで
④ 昭和 34 年 7 月 9 日から同年 12 月 29 日まで
⑤ 昭和 34 年 12 月 28 日から 37 年 3 月 10 日まで

私は、働けるうちはできるだけ働くつもりでいたので、昭和 36 年 6 月の結婚後も仕事をしていた。脱退手当金を請求した覚えは無く、37 年 3 月頃に夫と共に長女を抱いて A 社会保険事務所（当時）へ産休手当を受け取りに行った以外は、請求等のために役所に行った記憶は無い。脱退手当金を支給されたことになっている期間について、調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から昭和 37 年 7 月 7 日に当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているほか、脱退手当金の支給額及び支給月数に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約 6 か月後の昭和 37 年 9 月 30 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 10 月 11 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 10 日から 37 年 5 月 21 日まで

私は、日本年金機構から送られた「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のお知らせにより、A社に勤務した期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。家業の手伝いのために同社を退職したが、当時は脱退手当金の制度を知らず、請求手続をしたことも受給したことも記憶に無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が申立期間及びその前後に勤務した、5回の被保険者期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、各事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、全て別番号で管理されていたことが確認できる上、申立人が国民年金に加入したのは、A社を退職してから約13年後であることから、当時は、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 2 日から 36 年 8 月 26 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務した被保険者期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年8月26日の前後2年以内に資格喪失した者17名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、オンライン記録において、16名に脱退手当金の支給記録がある上、16名全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、同社において、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている申立人の氏名は、昭和36年8月2日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年10月30日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年10月30日に支給決定されているなど、

一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで

日本年金機構からの通知で、A事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶が無い。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年5月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 18 日から 40 年 9 月 16 日まで
② 昭和 40 年 10 月 26 日から 42 年 1 月 16 日まで
③ 昭和 42 年 1 月 16 日から 45 年 12 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した時、申立期間については、脱退手当金として支給していると言われ驚いた。

私は、A社に勤務していた当時、脱退手当金制度のことは知らなかった。

また、A社では女性社員への退職金支給制度は無かった。

脱退手当金は受給していないので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和46年7月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 5 日から 37 年 7 月 31 日まで
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 2 月 1 日から同年 8 月 21 日まで

平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届き、申立期間については脱退手当金を支給済みであるということを知った。しかし、私は当時、社会保険事務所（当時）や脱退手当金の制度を知らなかった上、慣れない場所で初めての育児に追われており、請求も受給もしていない。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給月数及び支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 38 年 6 月 28 日まで

平成 20 年にねんきん特別便を見て、申立期間については脱退手当金を支給済みであることを初めて知った。退職後に 3 万円前後が送金されてきた記憶があるが、その内容が退職金だったのか、脱退手当金だったのかは分からない。

会社からは、脱退手当金についての説明は一切無かった。また、脱退手当金を請求する手続きをした記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 6 月 28 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 12 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち 6 名が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該 6 名のうち複数の者が、「会社が代理で請求してくれた。」との供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 38 年 8 月 9 日に支給決

定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月4日から26年3月20日まで
② 昭和27年3月10日から34年10月25日まで
申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっているが、私は、脱退手当金を受け取っていないので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記録されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和34年10月の前後2年以内に資格喪失した者21名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18名に脱退手当金の支給記録があり、うち16名が資格喪失日から約5か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は昭和34年12月30日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、61年3月まで国民年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約

2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 12 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

私は、脱退手当金という制度すら知らなかったのに、A社に二度目に勤務した期間及びB社に勤務した期間が、脱退手当金を支給済みとなっているのはおかしいので調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 53 年頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を特例納付しているが、その際の納付期間が申立期間①と重複する 36 年 4 月から同年 9 月までの期間及び申立期間②と重複する 42 年 3 月から同年 6 月までの期間であることを踏まえると、その時点ではいずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認識していなかったと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの 2 回に分けて支給されたと記録されているところ、2 回とも申立人の意思に反して請求されたと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間①及び②共に、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 12 月 15 日まで
私は、A社に勤務した厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、記録されている支給額と、自身が記憶している受給額が大きく違っているため、脱退手当金の支給額の記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の受給を認めているものの、当該脱退手当金の支給額について、実際に受け取った金額と相違していると主張して記録の訂正を求めているが、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年1月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、申立人は、受給したことを認めながら、記録の訂正を求めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 2 月 18 日から 24 年 11 月 30 日まで

私は、日本年金機構から送られた「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のお知らせにより、A社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。

A社は、結婚のために退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の女性被保険者に対する脱退手当金の支給要件は、被保険者期間6か月以上20年未満の者が婚姻又は分娩のために資格喪失したときとされていたところ、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、「婚姻又は分娩」での資格喪失である旨の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、同社での被保険者期間21か月を計算の基礎として計算され、申立人の資格喪失日から約2か月後の昭和25年1月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和50年12月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月1日から26年4月1日までの期間及び27年4月1日から同年11月19日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年11月19日から36年10月3日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年4月1日まで
② 昭和27年4月1日から同年11月19日まで
③ 昭和27年11月19日から36年10月3日まで
年金事務所から通知が届いて私の年金記録を確認したところ、申立期間①は、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたが被保険者記録が無い。また、昭和27年4月1日から36年10月3日までC社（現在は、D社）に勤務していたはずだが、申立期間②の記録が無く、申立期間③については脱退手当金として既に受け取っていることを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶が無い。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B事業所は、申立人が当該期間にE職として勤務していた記録があると回答していることから、申立人は、当該期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同事業所が合併により、F事業所と名称変更した昭和28年3月11日からであり、当該期間当時においては、A事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚2名についても当該期間において厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない上、そのうち1名は、A事業所の厚生年金保険の被保険者記録は無いと述べている。

さらに、B事業所が保管していた資料によると、A事業所は申立期間①当時の従業員は、G職（H職兼務）、I職（G職心得兼務）、及びE職2名を合わせて4名と記録されていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、昭和27年4月1日からC社に勤務したと主張している。

しかし、C社の元社員で当該期間に同社に勤務し、連絡先の確認ができた3名に照会し、2名から回答を得たが、申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、上記元社員のうち1名は経理を担当しており、当該期間の保険料控除について「期間は明確に覚えていないが、当該期間当時は、試用期間が3か月か6か月ぐらいあり、試用期間の後、厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、D社は、当時の資料は保管していないので、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず不明であると回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人のC社における資格取得日は昭和27年11月19日と記録されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても資格取得日は同日と記録されており、オンライン記録の申立人の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページとその前後5ページに記載されている女性被保険者は申立人を含めて54名おり、申立人が資格喪失した昭和36年10月3日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした女性被保険者22名のうち、脱退手当金の支給記録があるのは、申立人を含め16名おり、うち15名が5か月以内に支給決定されている上、同僚1名は、「会社が代行して脱退手当金を受給した。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 22 日から 44 年 3 月 4 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 7 月 25 日まで
③ 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 8 月 2 日まで
④ 昭和 46 年 8 月 2 日から同年 12 月 25 日まで

私の年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給日より前の全ての厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みの記録となっていたが、脱退手当金の支給日は第一子を出産した直後であり脱退手当金を受け取れるはずもなく、手続を行った記憶も無いので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された4回の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和47年6月27日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 16 日から同年 11 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当時支払われていたと記憶する給与額に比べ、低額である。当時の給与は固定給と出来高の合算額であり、支給額も 3 万円の時もあったと記憶しているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当時支払われていたと記憶する給与額に比べ、低額であると述べている。

しかし、B 社は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録は、遡って訂正された形跡は見当らず、オンライン記録とも一致する。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和 36 年 3 月 16 日付けで申立人を含む 28 名が A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、いずれの被保険者においても、資格取得時の標準報酬月額は 1 万 6,000 円であること、同年 10 月 1 日の定時決定までの間に標準報酬月額の改定が行われた者はいないこと、及び同年 10 月 1 日付け定時決定においては、標準報酬月額が資格取得時点と比較して増額改定さ

れている者が確認できる一方、同額のまま又は減額改定されている者が確認でき、同社における給与が固定給と出来高分の合算額であったとする申立人の供述を裏付けるものであることなど、記録管理上の不自然さは見当たらない。

加えて、同僚照会において、回答のあったA社の元社員2名は、「自身の同社における厚生年金保険の標準報酬月額記録は、実際の給与額に比べ、低額なものとなっていない。」と証言している。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 61 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 3 月 1 日から 63 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 1 月 15 日まで A 社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、60 年 7 月 1 日に資格を取得したこととなっており、被保険者記録が 3 か月欠落している。国民年金から厚生年金保険への変更手続きが遅れたため、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年 7 月 1 日にされたものと思うが、同社には正社員として入社したので、同年 4 月から同年 6 月までの厚生年金保険料を控除されていたはずである。

また、申立期間②について、B 店に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同店は、C 社（現在は、D 社）が経営する店舗であったが、独立した店舗という感じが強かったので、同社に入社したというより、B 店に雇われたという記憶であるが、勤務していたことは間違いない。

さらに、申立期間③において、E 地区にあった F 社経営の G 店に勤務していた。当時、国民年金の保険料集金人に、「国民年金と厚生年金保険の両方の保険料を納めておけば、将来両方から年金を受け取れる。」と言われ、厚生年金保険料が給与から控除されていたが、国民年金保険料も納付していたにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間①から③までについて、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社には、昭和60年4月1日から勤務していたと述べている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社と事業主が同一であるH社は、「A社は、既に事業活動を休止しており、事業主も高齢のため、当時の事情を聴取することができない上、当時の資料も保管されていない。」と回答していることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同僚調査において、回答のあった4名の元社員のうち、1名は「申立人を知っているが、勤務期間までは記憶していない。」と回答しており、3名は「申立人を記憶していない。」と回答している上、このうち2名は「A社では、3か月程度の試用期間や見習期間があった。」と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得時（昭和60年7月1日）の厚生年金保険被保険者記号番号は、同年7月11日に払い出されたものであることが確認できる上、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、この記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社の経営するB店に勤務していたと述べている。

しかし、D社から提出されたB店に係る当時の労働者名簿において、申立人の氏名は見当たらない。

また、上記名簿に氏名がある元社員9名に文書照会を行ったところ、2名から回答があり、1名が「B店には試用期間や見習期間があった。」と回答している。

さらに、申立人は、昭和61年1月24日に、住所地の国民健康保険の被保険者資格を取得しており、現在まで継続して被保険者となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、E地区にあったF（申立人は、I又はJという名称であったと述べている。）という社名の会社が経営するGという名称の店に勤務したと述べている。

しかし、オンライン記録において、F、I及びJという名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、雇用保険の記録により、申立人は、昭和61年4月1日から63年2月20日までの期間において、K社の雇用保険被保険者となっていることが確認できるが、オンライン記録によると同社は、平成11年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③には適用事業所となっていないことが確認できる上、同社は、「当時の資料を保管していないため、不明。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、Fという名称を使用するL店を経営するM社に対しても照会したが、「申立人が勤務したとするE地区には、当社の店舗は無かった。」と回答している。

加えて、申立人は、前述のとおり、昭和61年1月24日以降継続して国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6476 (事案 5025 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月27日から33年1月26日まで
私は、昭和32年11月27日から33年1月25日までの期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしいと申立てを行ったが、記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受けた。
しかし、新たな事情として、私が、申立期間にA社に勤務していたことを知っている人がいるので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社の前に勤務していたB社の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、i) 申立人は、当時の同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができないこと、ii) 同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、親会社のC社が適用事業所となっているため同社の事業所別被保険者名簿に記載されている同僚24名に文書照会を行ったところ、回答があった17名のうち3名は、A社に勤務していたとしているものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iii) 申立人は、同社に入社後、実務研修を受けたD社で、同社に勤務していた学校の同期生に会ったと述べているが、その者の所在が不明のため、当時の事情について聴取できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月26日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回、「B社に勤務していた3名の同僚は私がA社に勤務し

ていたこと知っている。また、当時、女性の上司がいた。」と主張している。

しかしながら、申立人が記憶している同僚3名のうち1名は、「B社が解散になった後、申立人がA社に勤務すると聞いたことはあるが、同社と一緒に勤務していないので申立人の勤務内容や厚生年金保険のことについては分からない。」と述べており、1名は居所不明で、1名は既に死亡していることから申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している上司について、オンライン記録において被保険者記録を検索したところ、C社における同姓の者は65名で、このうち、申立期間に被保険者記録のある者が1名確認できるものの、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 29 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 61 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 4 月 1 日から 58 年 10 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務したが、申立期間①が被保険者期間となっていない。また、同年 11 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで C 社に勤務したが、申立期間②が被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社を昭和 58 年 10 月 31 日に退職したと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社における離職日は、昭和 58 年 10 月 28 日となっている。

また、B 社が保管する人事記録には、申立人の退職日が昭和 58 年 10 月 28 日と記載されているところ、D 健康保険組合が保管する健康保険被保険者原簿〔男子〕の被保険者の資格得喪の記録欄から確認できる申立人の資格喪失日は同年 10 月 29 日であり、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日と同日となっている上、申立人が所持する年金手帳の厚生年金保険・船員保険の記録（1）欄においても、同社の被保険者でなくなった日は同日と記録されており、これらの記録は、いずれも離職日の翌日となっている。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚は、「申立人を知っているが、退職した日については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は昭和61年3月31日に退職したと主張している。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人のC社における離職日は、昭和61年3月25日となっているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は、同年3月26日と記録されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳の厚生年金保険・船員保険の記録（1）欄においても資格喪失日は同年3月26日と記録され、これらの記録は、いずれも離職日の翌日となっている。

また、申立人の同僚からは、申立人の勤務期間及び保険料控除についての証言は得られなかった。

さらに、申立人は、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成 20 年 8 月 31 日となっているが、同社には同年 8 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は平成 20 年 8 月 31 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、「A社における平成 20 年 8 月分の給与は未払いである。」と供述しているところ、申立人が保管している平成 20 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、申立人の同年 1 月から同年 7 月までの社会保険料控除額と一致する。

また、A社の監査役から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は、平成 20 年 8 月 31 日であることから、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

さらに、雇用保険加入記録の離職日が申立人と同じく平成 20 年 8 月 31 日である同僚 3 名の上記被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は、申立人と同じく同年 8 月 31 日であることが確認できる。

加えて、上記の 3 名に照会したものの、申立期間に係る保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 15 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額に比べて低額になっている。申立期間当時は、業績も順調であり、給与も毎年昇給していたので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る申立期間における標準報酬月額が、前年の給与から判断して低く記録されていると主張している。

しかしながら、申立人と同日に A 社において資格取得した同僚の申立期間における標準報酬月額の推移を検証したところ、申立人と同様に推移している同僚が複数確認できる。

また、A 社人事部に勤務していた同僚は、「昭和 42 年頃、給与体系が変更となり、これまで年 4 回支給されていた賞与が 3 回の支給に変更され、賞与が標準報酬月額の算定の対象から外れたため、標準報酬月額が低くなったと思われる。」と供述している。

さらに、申立人が記憶する同僚及び申立人と同日に資格取得した同僚に照会しても、標準報酬月額が給与額と差異があることを証言する同僚はいないほか、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

加えて、事業主は、当時の資料が無いとしており、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 12 日まで
② 昭和 36 年 8 月 12 日から 46 年 2 月 16 日まで
③ 昭和 46 年 5 月 24 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 11 日まで A 社に、同年 8 月 12 日から 46 年 2 月 15 日まで B 社に、同年 5 月 24 日から同年 9 月 30 日まで C 社にそれぞれ勤務した 3 回の厚生年金保険の被保険者記録が無く、脱退手当金が支給されていることを、60 歳の年金受給手続の時に初めて知った。私の手元に届いた時期は覚えていないが、実家に昭和 46 年 10 月 26 日付けで請求したとする脱退手当金支給決定通知書が届いており、私は何のことか分からないのでそのままだった。脱退手当金を受け取った記憶は無かったので、年金問題が発生してから何回か年金事務所に問い合わせをした上で今回の申立てに至った。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書は、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものであるが、申立人は当該通知書を所持しており、これが申立人に送付されたにもかかわらず、申立人が社会保険事務所（当時）に問い合わせもしなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、C 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」に丸印が付されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 12 月 3 日に支給決定されているな

ど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6481 (事案 730 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 5 日から 44 年 1 月 1 日まで
前回の申立てでは、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの理由により、記録訂正が認められなかった。

しかし、今回、A社の事業を引き継いでいるB社が発行した経歴証明書を提出するので、再度調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てにおいては、申立期間について、申立人がA社C支社に勤務していたことは推認できるが、同僚の証言及びD共済組合の臨時雇用員に係る厚生年金保険の加入条件等から、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たに提出されたB社発行の経歴証明書及びE事業所に勤務していたとする同僚の証言により、申立人が、申立期間においてA社C支社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の同僚のうち、申立人と同日の昭和 44 年 1 月 1 日にA社C支社のE事業所で被保険者資格を取得した同僚は、「私も申立人と同じE事業所に昭和 43 年 9 月又は同年 10 月から臨時雇用員として採用されたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 44 年 1 月 1 日となっており、E事業所に勤務した当初の期間は、被保険者期間に 4 か月の欠落がある。」と供述しているほか、他の同僚は、「私は、臨時雇用員として、昭

和 43 年 11 月 1 日から同年 11 月 14 日までは F 事業所に勤務、同年 11 月 15 日から 44 年 1 月 27 日までは E 事業所に勤務したが、43 年 11 月からの 2 か月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。」と供述している。

また、D 共済組合は、当時の A 社の臨時雇用員に対する厚生年金保険加入条件として、「事業主から、臨時雇用員は、月に勤務日が 20 日以上あり、2 か月以上雇用が継続されると、3 か月目に厚生年金保険に加入の申込みをするようにとの勧奨があった。」と回答していることから、申立人についても、同社 C 支社に臨時雇用員として勤務した当初の 2 か月間は、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがわれる。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から29年6月1日まで
年金事務所からの通知で、昭和23年4月1日から29年6月1日までのA社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶が無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和31年5月29日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年頃から 19 年 10 月 1 日まで

夫は、昭和 19 年 10 月より前から A 社（申立期間当時の名称は、B 社）に勤務していたにもかかわらず、同年 9 月 30 日以前の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、夫から「労働者年金保険への加入について、当時の総務担当者から加入の可否を問われ、わずかな掛け金なので加入した。」と聞いている。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する手帳に記載された職歴より、申立人が申立期間において B 社に在籍していたことはうかがえる。

しかし、申立期間のうち、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、当時施行されていた労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人の所持する手帳に記載された職歴には、B 社において「C、D、E 課長」と役職の記載が確認できる。

また、申立人と同様に B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある元社員は、申立期間において F 部 E 課に勤務していたと回答しているところ、当該者の資格取得日は申立人と同日の昭和 19 年 6 月 1 日となっており、これらのことから、申立人は労働者年金保険法の適用対象者ではなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）が施行されたのは昭和 19 年 6 月 1 日であり、同日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険被保険者としては厚生年金保険料の徴収は行われていない期間であり、被保険者期間の計算には算入しない期間とされている。

加えて、事業を継承している G 社は「当時の資料が無いため、不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6484 (事案 3998 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から50年1月6日まで

私は、昭和45年当時はまだ結婚していなかったが、夫が代表取締役であったA社に勤務していた。申立期間において厚生年金保険に加入していたと思うが、申立期間の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、「申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。」との回答であった。

しかし、昭和45年に行ったA社の法人設立登記は、私が行い、同時期に厚生年金保険にも加入したと思うので、結婚前の旧姓での加入について、再度調査して審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の当時の従業員の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社の取締役であり「事業所の経理は、私とB県の税理士事務所の担当者が行っていた。経理を知る者は事業所内にはほかにはいない。」と述べているところ、この担当者は、「私は、当時、C県の税理士事務所で働いており、申立期間においてはA社の経理には関与していない。」と述べていることから、当時の状況についての供述が食い違っており、申立人の保険料控除について確認することができない。

また、A社の元代表取締役であった申立人の夫は既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出日は、昭和

50年1月6日となっており、当該払出日はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日と同日であり記録は合致している上、申立期間において申立人の名前は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな証拠や証言は無く、再度、旧姓での調査を求めて申し立てているが、申立期間において旧姓での記録は見当たらず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 27 日から同年 7 月 21 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 11 月 25 日まで
④ 昭和 41 年 4 月 17 日から 42 年 3 月 9 日まで
⑤ 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 12 月 20 日まで

平成 22 年の秋頃に脱退手当金の確認はがきが届き、年金記録を確認したところ、申立期間①から⑤までについては、既に脱退手当金として清算済みであるということが分かり驚いた。

しかし、私は、申立期間以前に昭和 35 年 1 月 16 日から 37 年 10 月 20 日まで勤務した C 社及び同年 12 月 22 日から 38 年 3 月 25 日まで勤務した D 社の脱退手当金しか請求した覚えはないので納得できない。申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」いう。）には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額及び支給月数に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間前に勤務した C 社及び D 社については、脱退手当金を受給したと主張しているが、C 社及び D 社に係る被保険者名簿に脱退手当金の支給手続が行われた形跡は無く、D 社に係る被保険者名簿には、同社を脱退手当金支給に係る最終事業所とする者には脱退手当金の支

給記録を表す「脱」表示があるところ、申立人には当該表示が無く、申立期間より前に脱退手当金を受給していた事情はうかがえないことから、C社及びD社と申立期間について併せて受給したと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る被保険者名簿の申立人の氏名は昭和45年11月18日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は46年1月22日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6486 (事案 4374 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月30日まで

父の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金を支給済みとの記録となっていた。脱退手当金を受け取ったとされる時期には、生まれ故郷のB町に帰郷しており、母からは、当時一時金を受け取った記憶が無いと聞いているので、調べてほしいと第三者委員会に申立てしたが、事業主の代理請求がうかがえるなどとして記録の訂正には至らないとの結果だった。同社に問合せしたところ、脱退手当金の代理請求は行っていないとの回答だったので、再度調査して記録の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約13か月後の昭和21年11月9日に支給されたことになっており、当時、被保険者期間3年以上20年未満の生存者が脱退手当金を受給するためには、資格喪失後1年の待期期間を設けており、支給時期について不自然さはいかたがえないこと、申立人が脱退手当金を受給したとされる時期は、通算年金制度創設前であること、及び申立人と資格喪失日が同日の被保険者について調査すると、その多くに脱退手当金の支給決定日が同一日である者がみられることからA社を通じた代理請求があった可能性がうかがえるなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成22年11月4日付けの通知内容の「申立人と資格

喪失日が同日の被保険者について調査すると、その多くに脱退手当金の支給決定日が同一日である者がみられることからA社を通じた代理請求があった可能性がうかがえる。」の部分について、納得がいかないため、同社に問合せをしたところ、「代理請求は行っていない。」との回答であったので、上記通知内容は、事実と異なるとして再度申し立てている。再度、同社に照会したところ、申立期間当時の資料は残っておらず代理請求があったかどうかについては不明であるとの回答であり、「代理請求は行っていない。」ことをうかがわせる事実は確認できなかった。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、支給時期について不自然さはうかがえないこと、申立人が脱退手当金を受給したとされる時期は、通算年金制度創設前であること、申立人と資格喪失日が同日の被保険者について調査すると、その多くに脱退手当金の支給決定日が同一日である者がみられることからA社を通じた代理請求があった可能性がうかがえるなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。